

平成28年第3回東大和市議会定例会会議録第21号

平成28年9月27日（火曜日）

出席議員（21名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
8番	関田貢君	9番	中村庄一郎君
10番	根岸聡彦君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	関野杜成君	15番	和地仁美君
16番	佐竹康彦君	17番	荒幡伸一君
18番	中間建二君	19番	東口正美君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主事	須藤孝桜君		

出席説明員（13名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
総務部長	広沢光政君	市民部長	関田新一君
子ども生活部長	榎本豊君	福祉部長	吉沢寿子君
環境部長	田口茂夫君	都市建設部長	内藤峰雄君
学校教育部長	阿部晴彦君	社会教育部長	小俣学君
財政課長	川口莊一君		

議事日程

第1第1号選挙 東大和市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

〔総務委員会審査報告 日程第2〕

第 2 第52号議案 東大和市旧日立航空機株式会社変電所基金条例

〔厚生文教委員会審査報告 日程第3～日程第5〕

第 3 28第20号陳情 住民の健康増進と2020東京オリンピック、パラリンピックに向けて受動喫煙防止条例の早期制定を求める陳情

第 4 28第40号陳情 東大和市における、バランスのとれた受動喫煙防止対策を求める陳情

第 5 28第41号陳情 東京都東大和市における、バランスのとれた受動喫煙防止対策を求める陳情

〔建設環境委員会審査報告 日程第6〕

第 6 28第42号陳情 ちよこバス事業に関する陳情

〔決算特別委員会審査報告 日程第7～日程第12〕

第 7 第45号議案 平成27年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について

第 8 第46号議案 平成27年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 9 第47号議案 平成27年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第10 第48号議案 平成27年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第11 第49号議案 平成27年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第12 第50号議案 平成27年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

第13 議第 8号議案 北朝鮮による5度目の核実験並びにミサイル発射に抗議する決議

第14 議第 9号議案 子供の医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書

第15 議第10号議案 学校施設環境改善交付金等の拡充を求める意見書

第16 閉会中の特定事件調査について

第17 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程第1から第17まで

午前 9時29分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（関田正民君） 9月23日に議会運営委員会が開催されておりますので、ここで議会運営委員会委員長、中村庄一郎議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 中村庄一郎君 登壇〕

○9番（中村庄一郎君） 皆さん、おはようございます。

去る9月23日、議会運営委員会が開催されましたので、御報告を申し上げます。

今定例会におきましては、本日机前にお配りしておりますとおり、議員提出議案3件が提出されたことを確認をいたしました。そのうち1件、議第8号議案は、全議員による提出となっております。また9月23日正午までに提出されました請願、陳情はございませんでした。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。議長におかれまして、よろしくお取り計らいのほどお願いをいたします。

〔議会運営委員会委員長 中村庄一郎君 降壇〕

○議長（関田正民君） 以上で議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 第1号選挙 東大和市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

○議長（関田正民君） 日程第1 第1号選挙 東大和市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないと認め、よって選挙の方法は指名推選によることと決めます。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないと認め、よって議長において指名することに決めます。

それでは、東大和市選挙管理委員会委員に進藤雪男氏、野澤勝氏、小林美智子氏、大村英雄氏を指名いたします。

続いて、補充員に、補充順位1番、小嶋啓隆氏、2番、内堀博巳氏、3番、木下恒雄氏、4番、福田えみ子氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました8名を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

日程第2 第52号議案 東大和市旧日立航空機株式会社変電所基金条例

○議長（関田正民君） 日程第2 第52号議案 東大和市旧日立航空機株式会社変電所基金条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、総務委員会委員長、蜂須賀千雅議員の報告を求めます。

〔総務委員会委員長 蜂須賀千雅君 登壇〕

○12番（蜂須賀千雅君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議題に供されました第52号議案 東大和市旧日立航空機株式会社変電所基金条例、以上議案1件につきまして、総務委員会における審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

これら議案の審査は、平成28年9月14日に本委員会を開催し、副市長ほか関係部長、参事の出席を求め審査を行いました。

主な発言は次のとおりであります。

まず初めに、1人の委員から、今回のこの基金条例については、どのような調査検討を重ね提案に至ったのか。また2億円という大きな目標を持って基金を設定した経緯についてはどの質疑に対し、この変電所については、ここで78年目を迎えるということで、大分老朽化が進んでおります。戦争建造物としては、全国的に見ても銃撃の跡を残す貴重なものであり、この変電所を保存することにより、戦争の悲惨さや平和の大切さを後世に語り継ぐ必要があり、今回の基金を設置して保存の費用に活用していきたいと今回の提案に至りました。

また2億円の基金目標については、当初は具体的な基金目標はなく、さまざまな調整をしていく中で、教育委員会のほうでの概算金額を算出しており、その金額が2億円だったということであります。しかしながら、来年、29年度予算の中では、実際に変電所の保存のための調査を計画しており、将来的な運営等の部分や保存はどうあるべきかなどを調査していく中では、より具体的な金額が出るものと考えており、その結果によっては金額の変更等もあることを御理解いただきたいとの答弁がありました。

また同委員からは、今回、ふるさと納税制度を活用し、変電所基金を全国から募っていくことは大変にすばらしい取り組みであり、どういった方法で周知を考えているのか、東大和市民の変電所に対する思いを受けながら、このふるさと納税と市民の寄附の位置づけについてはどのようになっているかとの質疑に対し、今回の変電所の保存に当たりましては、ふるさと納税を活用する際の周知方法について、東大和市の公式ホームページを工夫し、わかりやすく変電所の保存のためのふるさと納税を活用しているということ、わかるようにまずは工夫をしていきたい。それと、ふるさと納税のポータルサイトを活用することで、全国的なPRの一つの手法になると考えており、あわせて全国の平和関連施設へ配布させていただくチラシの作成をすることによる周知活動、東大和市内での公共施設やモノレールの駅、ちょこバスなどへの配布、またポスターを作成して周知活動を検討してまいりたいとの答弁がありました。

また次、別の委員から、まだまだ活用され尽くしていない例えばSNSの活用をもっとすべきであると考えております。例えばマスコミの取材の際にはバックパネルを利用し、ふるさと納税や変電所について取り上げることでの広報活動を上げていくことや、現在も実際に保存に関しての市民団体がつくられていたり、市内ボランティアガイドを活用することでの協働も含めての、市民も含めての周知方法についてはどのようにされていくのかの質疑に対し、今回の新しい取り組みは東大和市にとっても、内容、手法もやってこれなかった部分であり、現在準備や調整をしている中で、今までには気づかなかった点もあり、しかしながらSNSの活用やバックパネルでの広報活動も大変に重要であると考えており、地道なPR活動が必要であると考えております。この戦争建造物を保存していくには、最終的には相当の年月が必要であり、いろいろな方法をさまざま実施、

実行していく中で、新しい方法を取り入れていきたいと考えておりますとの答弁がありました。

また同委員から、返礼品に関しては、全国的には行われているようなその土地の物産品であったり返礼品を送るようなことはせず、平和に対する思いを変電所の基金への納税という形で行う方法に関しては大変よいと考えますが、観光に利用する点としては、東大和市に足を運んでいただくための資料であったり、情報誌のようなものが必要ではないかと考えますが、どのように考えていますかとの質疑に対し、返礼品は予定をしておりますが、感謝の意をあらわす意味で、お礼状や寄附者名簿を作成し、変電所周辺に備える予定ではありません。また寄附者の方々のつながりを継続するという観点からも、例えば例年、平和事業の内部報告をしたり、変電所の御紹介をしたりなど、後々も東大和市の平和事業のことがわかるような取り組みをしていきたいと考えていますとの御答弁がありました。

次に、別の委員から、2億円という概算の金額が出ておりましたが、その2億円をどのぐらいずつコンスタントに積み上げていくのか、いつまでに積み上げていくのか、どちらかの補助金については、などの中身についてのお考えはとの質疑に対し、平成29年度に調査を実施し、最終的に保存等の修復が始まるのは、五、六年先ではないかと政策、財政サイドからすると考えており、現段階ではまだ全体的な年数であったり、金額等がなかなかつかめていませんので、そういった調査をしていく過程の中で、いろんなことを具体的に決めていきたいと考えています。まず最初は、今回の新しい取り組みに対しましては、全国的にも大きくPRしていきたいと考えており、まだ現在の段階では積み立てに関しましては、年度でこれだけ計画をして最終的にはこれだけ積み立てようといった計画はまだ持っていませんとの答弁がありました。

次に、別の委員から、こういった戦争建造物を保存していくのは技術的にも、金銭的にもなかなか大変である中ではありますが、とにかくこの戦争建造物を保存するんだといった東大和市の意向をこういった形であらわしたのは大変に重要であると考えています。これまでにこの保存に関してはどのような措置がとられ、どれくらいの費用がかかっているのか、国や東京都への働きかけについての取り組みはとの質疑に対し、この変電所に関しましては、平成7年に東大和市の文化財に指定されており、その際に一定の修復工事を実施し、8,300万円程度の修復工事費がかかっております。その際には、東京都から市町村の活性化事業交付金が当時交付されており、全体的には修復費用のうち2分の1程度は東京都の補助金があったような状況です。また東京都にも都の文化財としてほしいとの動きをしましたが、現状においてはなかなか難しい状況であるとのことでしたとの答弁がありました。

次に、別の委員から、現在の戦争建造物の土地については東京都からの借用であり、この先も借用していく中で保存になっていくと考えますが、東京都とはどのような協議がなされているのか、寄附についてもふるさと納税も登録制度により法人も寄附が可能になったりするので、大口寄附に関してはどのように考えているのか、また今回の寄附についての種別はとの質疑に対し、現状においては個人を対象にした寄附を考えており、企業版のふるさと納税に関しては、現状においては対応をまだ考えていないところです。

寄附に関しては、今後戦争建造物である変電所の保存に向けて寄附を募るとのことで、東大和市としては、寄附者の方には変電所の保存のために寄附をしますといった意思表示をしていただいての寄附の受け入れとなりますので、この部分に関しては指定寄附となっております。

また戦争建造物の用地に関しては、現在は東京都から用地を借りていますが、今後は無償での借用のお願いや調整、検討をしているのが現状でありますとの答弁がありました。

ここで質疑を終了し、自由討議なし、討論なし、直ちに簡易採決を行い、第52号議案 東大和市旧日立航空

機株式会社変電所基金条例については、原案のとおり全会一致により可決いたしました。

以上をもちまして、平成28年第3回定例会総務委員会委員長報告とさせていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいいただきますようお願いをいたします。

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔総務委員会委員長 蜂須賀千雅君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を行います。

〔18番 中間建二君 登壇〕

○18番（中間建二君） 私は、公明党を代表し、第52号議案 東大和市旧日立航空機株式会社変電所基金条例に賛成の立場で討論を行います。

当市における平和事業の充実、なかんずく市の文化財として保存している旧日立航空機株式会社変電所を当市の平和のシンボルと位置づけ、平和事業に積極的に活用することにつきましては、10年以上前から一貫して訴えてきたところであります。この間、本年度12回目の開催となった平和市民のつどいを初め、戦争体験映像記録の作成、広島市の平和記念式典への中学生の派遣事業、被爆アオギリ二世の植樹など、変電所を活用した平和事業の充実については、さまざまな努力を重ねてこられました。そしてこのたびの基金条例の設置につきましては、ふるさと納税を活用した寄附の受け入れとあわせて市議会において具体的に提言し、取り組みを求めてきたところであります。このような平和事業の取り組みを踏まえ、今回、本条例において、この変電所を恒久平和の願いの象徴として条文上も明確に位置づけ、後世に保存していくための基金を設置することを高く評価するものであります。

一方、財政状況が厳しい中で、なぜこの変電所を多額の予算を費やして保存していく必要があるのか。それは市長自身が熱く述べておられるとおり、戦争の残酷さ、平和のとうとさをこの建物に触れることで一人一人の心で実感できるシンボルとして、市民はもとより広く日本中、世界中の人々と平和を最大限に尊重する思いを共有し、連帯をしていくためであると認識をしております。

平和とは、単に戦争や紛争がない状態を言うものではありません。日常生活において広く人権が尊重され、民主主義の精神が根つき、その社会に生き行く人々が自由を享受し、安心できる生活を営んでいるかどうか、そこにこそ平和の内実があり、当市が目指すべき平和の姿があると考えます。本基金条例では、変電所を保存するための資金を積み立てることが目的とされておりますが、単に保存することにとどまらず、この建物に触れることによって戦争を憎み、生命の尊厳と平和を愛する東大和市民の心を日本中、世界中の人々と共有をしていくために保存をしていく。そのための長期的な継続した取り組みが必要になってまいります。

あの広島原爆ドームですら、被爆後17年間も放置され、保存するためには多額の費用がかかることから、一時は撤去も検討されたという歴史があります。しかし、当時の広島市議会の保存を求める決議を受けて、浜井市長は広く国民全体から募金を集めることによって保存を進める決意を固め、みずから街頭募金の先頭に立ちました。その市長みずからの情熱と行動が全国各地での募金活動につながり、結果として目標を大きく上

回る募金が日本中から集まりました。そして、原爆投下から22年の時を経てようやく保存工事に至ったという歴史があり、今日の恒久平和のシンボルとしての世界遺産、原爆ドームの保存につながっております。

市政は、今を生きる市民の期待や要望を受けて取り組んでいくことは当然であります。また一歩進んで未来への責任を果たすためには、未来の住民の声に耳を傾ける想像力が求められます。今回の基金条例の設置は、そのための大きな一歩を踏み出す施策として未来の住民からも高く評価されることは間違いないと確信いたします。今後とも当市にふさわしい継続した平和事業の充実を図る取り組みを大いに期待するものであります。

以上、公明党を代表しての討論といたします。

[18番 中間建二君 降壇]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第52号議案 東大和市旧日立航空機株式会社変電所基金条例、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決と決します。

日程第3 28第20号陳情 住民の健康増進と2020東京オリンピック、パラリンピックに向けて受動喫煙防止条例の早期制定を求める陳情

日程第4 28第40号陳情 東大和市における、バランスのとれた受動喫煙防止対策を求める陳情

日程第5 28第41号陳情 東京都東大和市における、バランスのとれた受動喫煙防止対策を求める陳情

○議長（関田正民君） 日程第3 28第20号陳情 住民の健康増進と2020東京オリンピック、パラリンピックに向けて受動喫煙防止条例の早期制定を求める陳情、日程第4 28第40号陳情 東大和市における、バランスのとれた受動喫煙防止対策を求める陳情、日程第5 28第41号陳情 東京都東大和市における、バランスのとれた受動喫煙防止対策を求める陳情、以上、陳情3件を一括議題に供します。

以上3件につきましては、厚生文教委員会委員長、東口正美議員の報告を求めます。

[厚生文教委員会委員長 東口正美君 登壇]

○19番（東口正美君） ただいま議題に供されました28第20号陳情 住民の健康増進と2020東京オリンピック、パラリンピックに向けて受動喫煙防止条例の早期制定を求める陳情、28第40号陳情 東大和市における、バランスのとれた受動喫煙防止対策を求める陳情、28第41号陳情 東京都東大和市における、バランスのとれた受動喫煙防止対策を求める陳情につきまして、厚生文教委員会における審査経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、第20号陳情につきましては、平成28年6月13日に委員会を開催し、説明員に副市長及び担当部課長の出席を求め審査を行いました。

主な質疑は次のとおりです。

健康面などを踏まえて、受動喫煙に関して当市の現状はどのようになっているかとの質疑に対して、啓発、教育として妊娠届のときにアンケートを行い、喫煙状況によって喫煙防止の教育を行っている。乳幼児健診の

ときにも、アンケートで家族の喫煙状況を聞き、受動喫煙の防止について啓発という形で行っているとの答弁がありました。

次に、近隣市の取り組みについてどうなっているかとの質疑に対し、本市管轄の多摩立川保健所管内6市において、本市と同じで行っているとの答弁がありました。

次に、屋内の禁煙の条例に関してどのようなことを考えているかとの質疑に対し、本市としては屋内の受動喫煙防止の条例については、現在国のほうが厚生労働省を中心に受動喫煙防止の対策強化検討チームを立ち上げ、今後国会に向けて法制化等も検討しているとのことなので、国及び東京都を含めた動向等情報収集に努めてまいりたいとの答弁がありました。

次に、市内公共施設での受動喫煙への対応について伺うとの質疑に対して、まず小中学校では校舎内、敷地内において基本的には禁煙だと聞いている。また市役所においては分煙という形で、庁舎内につきましては禁煙の方向性、また分煙の場所を設置していくと聞いているとの答弁がありました。

ここで動議が出され、今陳情は継続審査となりました。

平成28年7月26日、第20号陳情について再び審査を行いました。本件については、説明員の出席を求めず、よって質疑を終了し、自由討議を行いました。

主な自由討議は次のとおりです。

先日7月17日に陳情者と面談を行い、いろいろなお話を伺い、非常に勉強になった。まず1点目が長谷川病院の原田先生からのお話で、全面禁煙化で飲食店の営業収入が増加したという話があり、私としては分煙することによって喫煙者も一緒に食事ができることから、収入がふえるのではないかと思っていたが、逆に全面禁煙で収入がふえたと聞き驚いた。また喫煙室をつくることによって受動喫煙がなくなるのではないかと認識していたが、喫煙室から出てきた人に煙が巻きついて、周りの人に影響がある。また喫煙室にいた人の体にしみついた煙でも影響があると聞き、非常に驚き、また勉強になった。また弁護士の方のお話では、子供の保護のため、自動車内の喫煙を禁止する決まりをつくるなどの提案があり、これに関しては非常にいいことだと感じた。そういった身近なところでも実施できることがあると実感した。

次に、別の委員から、以前にも禁煙問題の陳情に対応した経験がある。そのときにも、嫌煙運動をされている方からの意見も聞き、とにかくたばこそのものがやはり本来吸わなくてもいいもの、害があるもの、医療的にもたばこの被害が大変な額に上っている。喫煙をなくすことによって医療費の軽減にもなる。受動喫煙に関しては以前から論議があった内容で、これはぜひ本市でも条例化を進めるべき内容だと思う。オリンピックを機会に、都内全域で取り組むべきと思う。健康の問題を考えれば、たばこの税金が何億円あっても、実際にいろいろ検討していくと、たばこに関する健康被害によってもたらされる医療費のほうがもっと高くなっているという現状を考えれば、私としてはこの陳情者の意見はもとより、ぜひ本市議会としても取り組むべき問題だと思うし、陳情に向けて賛同いただけたらと思う。

また別の委員からは、受動喫煙については、以前から社会問題になっている。陳情者からお話を聞いて、今の分煙では不十分だし、受動喫煙の問題はマンションのベランダで吸っていて、ほかのお宅に煙が行ってしまい訴訟になっているとの話も伺い、非常に勉強になった。今、分煙はかなり常識になっているが、分煙では十分ではない。厚生労働省の調査で、年間推計で1万5,000人もの方が受動喫煙で亡くなっているということが明らかになっており、深刻な問題だと思う。また、分煙では、そこで働く従業員の方は結局喫煙場所に行くことになり、受動喫煙してしまう。小さなお子さんの場合は、家庭でたばこを吸っている方がいると、小さいこ

ろから深刻な健康被害を受けることが懸念されるので、やはり法整備を急ぐ必要があると思う。

また別の委員からは、私自身は、オリンピック・パラリンピックに向けてということもあるので、まずは東京都の動向などを確認しながら、市として進めるべきことではないかと思う。条例を制定した兵庫県、神奈川県の内容も、例えば100平米以下の飲食店は努力義務だということもあり、東大和市内でも100平米以下の飲食店というのがほとんどではないかと思う。その点も踏まえて、まずうちの市として市内の庁舎内の喫煙室を全て外に設置したなど、そういった動きはあると思う。私的には、東京都の動向を踏まえた形で、この陳情の趣旨には賛同したいと思う。

また別の委員からは、確かに東京オリンピック・パラリンピックに向けて、当市でも喫煙についてしっかりと検討していかなければならない。大勢の海外の方もお迎えするわけで、慎重に考えていく必要がある。まだまだ当市においては、受動喫煙については考え方が少しおけているのではないかなと思う。条例については、もう少し研究を重ねた上で、慎重であるべきではないかと思う。

また別の委員から、この陳情に関しては非常に内容もわかり、趣旨に対しては賛同できるが、ただ屋内全面禁煙となると、ちょっとハードルが高いと思うので、少し慎重に進めるべきだと思う。

また別の委員から、委員の皆様からヒアリングの感想や陳情について話を伺い、私としては一方では厚労省の発表がありながら、喫煙というものが合法であるという部分で、国内に限っていえば、罰則は設けていながらも、一方で啓蒙という部分が強。吸う人の権利と受動喫煙という部分、マナーの範囲とまだまだ法整備が合致していないと思う。今、皆様の意見を聞き、世の中の流れ、また健康被害についてデータが出ている中、東京オリンピック・パラリンピックに向けて東京都の動きを見ながら、当市の実情に合った中で、取り扱いの御意見が大半だったと思うので、趣旨については趣旨採択という形をとればいいのか。ただ、今回の陳情趣旨については、受動喫煙防止条例の早期制定を求めるということで、条例の早期制定という部分は当市の現状に合わないの、ここは全体的な陳情者の趣旨は酌むが、当市の実情に合った調査研究を進めるとの意見をつけた中で、趣旨採択をするのがいいのではないかと意見がありました。

そこで、意見つき趣旨採択の意見については、正副委員長に一任していただくことに賛同を得て継続審査といたしました。

平成28年9月15日、第20号陳情について再度審査を行いました。

動議が出され、自由討議を終了し、討論を省略し、1、受動喫煙の防止に関する法的整備についての国と東京都の動向を把握し、当市においても迅速な対応を求める。2、喫煙並びに受動喫煙に対する健康被害についての啓蒙活動強化並びに当市の実情に合った対応の調査研究を進め、可能なところから取り組んでほしいとの2つの意見を付し、趣旨採択とされたいとのことでした。

本動議のとおり決することに異議なしとのことで、28第20号陳情 住民の健康増進と2020東京オリンピック、パラリンピックに向けて受動喫煙防止条例の早期制定を求める陳情につきましては、2つの意見を付し、趣旨採択と決しました。

次に、28第40号陳情 東大和市における、バランスのとれた受動喫煙防止対策を求める陳情、28第41号陳情 東京都東大和市における、バランスのとれた受動喫煙防止対策を求める陳情、以上2件は一括議題に供しました。

本件に対する説明員の出席を求めず、質疑を省略し、自由討議を行いました。

主な自由討議は以下のとおりです。

受動喫煙については健康に深刻な被害を与えており、世界的にも受動喫煙防止は重大な課題となっている。本市においては本市に合ったやり方で進めるようにとのことだが、できるだけスピード感を持って進めてほしいと思う。

ここで別の意見から動議が出されました。この陳情については自由討議を終了し、討論を省略し、1、受動喫煙防止に関する法的整備についての国と都の動向を把握し、本市においても迅速に対応するよう求める。2、喫煙並びに受動喫煙に対する健康被害についての啓蒙活動強化並びに当市の実情に合った対応の調査研究を進め、可能なところから取り組んでほしいとの2つの意見を付し、趣旨採択とされたいとのことでした。

本動議のとおり決することに異議なしとのことで、28第40号陳情 東大和市における、バランスのとれた受動喫煙防止対策を求める陳情については、2つの意見を付し趣旨採択と決しました。

28第41号陳情 東京都東大和市における、バランスのとれた受動喫煙防止対策を求める陳情については、第40号陳情と同趣旨であることから、みなし意見つき趣旨採択と決しました。

9月20日、第20号陳情、第40号陳情、第41号陳情に付した意見に一部修正の必要があり、委員会を開き、2つ目の意見の中の「啓蒙活動」という部分を「啓発活動」に修正いたしました。

以上で、厚生文教委員会の報告を終了いたします。

議長において、お取り計らいよろしく願いいたします。

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

○14番（関野杜成君） 委員長報告ありがとうございます。

今、委員長報告聞いた限りで、ちょっと何点か質問をしたいと思います。

今の委員長報告を聞く限りでは、たばこを吸わない方からの意見のみ聞いている状況に聞こえましたが、実際、たばこを吸っている方からの意見とかそういったものは聞いたのか。また聞いたのであれば、どのような意見があったのか。その点についてまず教えてください。

あと2番目に、医療的に大変な額がかかっているという話がありましたが、実際にどの程度かかっている、どういった根拠があってなのか、その点について教えてください。

また、28第20号陳情と28第40号陳情、41号陳情は、内容が大きく変わるものと私は考えておりますが、なぜ同じものと考えて趣旨採択としたのか教えていただければと思います。

ちょっと一番初めの部分が、私、ちょっと聞き取れなかったんですけど、お医者さんからの聞き取りの中で飲食店の営業収入についての話がありましたが、お医者さんがなぜその部分をお話しされてるのかということについて、ちょっと私として納得できなかったんですけども、なぜそれを聞いて納得したのか、その点について教えてください。

あと現状、議論の中でも、たばこは幾ら税金が入っていてもというようなお話もありましたけれども、現状のたばこ税が幾ら入っておりまして、また喫煙とか対策に対してどの程度行われているのか、その点について教えてください。

以上、よろしく申し上げます。

○19番（東口正美君） 意見聴取につきましては、今回の20号陳情の陳情者が意見聴取の希望がございましたのでお話を伺いました。第40号陳情、第41号陳情の陳情者からは、意見聴取の希望がございませんということでしたので、委員会としてお話を聞きませんでした。

医療費の額についてでございますけれども、委員会で審査したことに関しましては、先ほど委員長報告でほぼ全てお話をさせていただいております、実際の金額については、委員会において審査を行いませんでした。

お医者様のお話ということで、飲食店の売り上げ等についての具体的なお話はございませんでしたけれども、今回、陳情者の方は、このスモーキングキャラバンの方、その構成員の中にお医者様や弁護士さんのような活動をそれぞれ仕事しながら、そのキャラバンの活動をされているという形でお話を伺いましたので、医療従事者というよりは、そのキャラバンの運動をする中でさまざまなお話を伺ったということでございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 暫時休憩いたします。

午前10時 1分 休憩

午前10時 2分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○19番（東口正美君） 喫煙者に対する対策ということでございますけれども、そのようなことは委員会の中で審査を行いませんでした。あくまでも陳情者から意見を伺った上での審査ということでございます。

今回の第20号陳情と第40号、41号陳情は、陳情で求められていることは反対の意見だと思っておりますけれども、当市の受動喫煙に対する取り組みとして、今回厚生文教委員会では、最初の20号陳情に対しての、条例をつくるということは、まだ当市として機が熟していないのではないかと。一方、受動喫煙に対しての陳情への趣旨は皆さん酌んでいるということで、意見つき趣旨採択とさせていただきます。一方、バランスのとれた配慮をお願いしたい、受動喫煙防止をお願いしたいということに対しましても、同じ意見でございます。つまり今の東大和市で、この受動喫煙に関して取り組んでほしいことは、まず1点目は、国や東京都の動きをきちんと見ながら、当市に合った実情で取り組みをしてもらいたいということ。

もう一つは、やはり受動喫煙から起きる健康被害に対する啓発をしっかりと行ってもらいたい。この立ち位置というのは、どちらの陳情に対しても厚生文教委員会としては同じスタンスで趣旨を酌んだというふうに判断をいたしましたので、陳情の求められていることは、逆だということもございますけれども、厚生文教委員会としての考え方は統一された見解ということで、同じ意見つき趣旨採択とさせていただきます。

○14番（関野杜成君） ありがとうございます。

何点か納得できたんですが、ちょっと何点かわからないのがあったんで再質問させていただきますが、陳情者のほうからということで、実際に20号陳情の陳情者は意見を聞くことができた、40号、41号に関しては意見を聞くことはできなかったというようなことの答弁がありましたけれども、議論の中で、逆に片方からの意見だけで終わらせるのではなく、実際に吸っている方側の意見を聞こうという考えはなかったのかどうか。それは委員会の中で出たのか、出ていないのかと同時に、委員長、副委員長としては、喫煙、たばこを吸わない方からの意見だけでよいと思ったのかという点をお聞かせいただきたいのと、先ほどスモーキングキャラバンの方というようなことで、弁護士だったりお医者さんだったりというようなお話ありましたけれども、その中には飲食店の経営をされた方という方はいたのかいなかったのか。いないにもかかわらず、そういった話で納得できる根拠というんですかね、そういった部分に関して教えていただきたいのと、条例をつくるには早いというところで、こういった意見というようなことを言われていますが、実際のところ、国と都の動向を把握し、当市においても迅速に対応するよう求めるというような意見、1番のほうがありますが、この点については条例

だったり、そういった形で実施されてしまうのではないかなというふうに思うんですけども、この点についてどのような考えなのかお願いいたします。

○19番（東口正美君） 済みません、41号陳情の方は、希望がなかったということですので、こちらからお願いするというものでもないと思います。

今回は、吸う方、吸わない方ということでの意見を聞こうということは、委員会の中では審査をされませんでしたし、御意見もございませんでした。

また委員長、副委員長の立場を、今この厚生文教委員会の報告の中で申し述べるものでもないと思いますので、その点は委員会の報告ということでさせていただきたいと思います。

条例を迅速にということですが、これは当然、国や東京都が動いていくことに対しまして、当然さまさまなことで、それぞれの基礎自治体が迅速に取り組んでいるということは、このことに限らず求められることだというふうに思います。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔厚生文教委員会委員長 東口正美君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を行います。

〔14番 関野杜成君 登壇〕

○14番（関野杜成君） 28第20号陳情及び28第40号、41号陳情について討論をいたします。

初めに伝えておきますが、私は受動喫煙防止に反対するものではありません。もともとは喫煙者のマナーの悪さから始まったことであります。歩きたばこの禁止、そしてその後、受動喫煙防止として1カ所に集めた喫煙方法を非喫煙者からの意見で行ってききましたが、余計ににおいがこもり、場所によってはその喫煙場所もなくなっている状況です。非喫煙者の声のもとに行っているにもかかわらず、非喫煙者はそれを否定する意見、そういったものは納得できるものではありません。

また今回の厚生文教委員会での議論は、たばこを吸わない方の意見だけとしか考えられず、禁煙者の意見が全く反映されていない議論であることに疑問を持っております。

また東大和市のたばこ税は5億を超えており、法人税より多い税収です。行政としても、5億という金額は大きな金額であります。法人に対しては、補助金、助成金などが実施されている中、たばこの喫煙に関しての予算対応は、全くといっていいほど行われておりません。本来ならば、議会としてどのような方法で受動喫煙防止対策を行われたいよう、禁煙者、非喫煙者、両方の立場から考え提言することが大切と考えておりますが、議論を聞く限り、片方の意見、また行政に丸投げという状況と認識いたしました。唯一納得できる部分としては、意見書の2の実情に合った対応という部分だけです。

以上のことから、28第20号陳情には反対し、28第40、41号陳情については賛成の立場で討論といたしますが、本来であれば議会での議論が必要と考え、意見だけに終わらず、今後の厚生文教委員会内での両方の立場に立った議論を実施することを求めて、討論といたします。

〔14番 関野杜成君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

28第20号陳情 住民の健康増進と2020東京オリンピック、パラリンピックに向けて受動喫煙防止条例の早期設定を求める陳情、本件を委員長報告のとおり意見つき趣旨採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本件を意見つき趣旨採択と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

この採決は起立により行います。

28第40号陳情 東大和市における、バランスのとれた受動喫煙防止対策を求める陳情、本件を委員長報告のとおり意見つき趣旨採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本件を意見つき趣旨採択と決します。

○議長（関田正民君） 28第41号陳情 東京都東大和市における、バランスのとれた受動喫煙防止対策を求める陳情、本件は28第40号陳情が意見つき趣旨採択とされたことにより、みなし意見つき趣旨採択と決します。

日程第6 28第42号陳情 ちょこバス事業に関する陳情

○議長（関田正民君） 日程第6 28第42号陳情 ちょこバス事業に関する陳情、本件を議題に供します。

本件につきましては、建設環境委員会委員長、佐竹康彦議員の報告を求めます。

〔建設環境委員会委員長 佐竹康彦君 登壇〕

○16番（佐竹康彦君） ただいま議題に供されました28第42号陳情 ちょこバス事業に関する陳情につきまして、建設環境委員会における審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

これらの審査は、平成28年9月16日に本委員会を開催し、副市長並びに関係部課長の出席を求め審査を行いました。本陳情につきましては、議題に供した後、朗読終了後、質疑を行いました。

主な質疑は次のとおりであります。

1番目の質疑者から、今回のちょこバスのダイヤ改正について、改正に至った経緯と今後期待される効果について伺いたい。また市役所での停車が長いことで乗客が減ったという認識はあるかとの質疑がありました。市側から、平成27年2月のルート改正を行ったところ、市民から最も多かった要望は、それまで市役所で停車していなかった循環ルートが、なぜ市役所で15分も停車するようになったのか、市役所を越えて他の停留所へ行くのに、市役所で待たされて不便になってしまったということがあった。この要望に真摯に向き合い、さらに多くの方にちょこバスを利用していただきたいとの気持ちから、交通会議で協議を重ねた結果、来月10月から見直しを行うことになった。見直しの内容は、1点目は循環ルートの起終点を市役所から上北台駅に変更することで、市役所での停車時間を大幅に短縮し、市役所を越えてのちょこバス利用をスムーズにするというこ

と。2点目は、循環ルートの市役所での停車時間を短くすることで、往復ルートの相互の乗り継ぎの待ち時間を短くするということだ。

次に、見直しの効果は、例えば上北台地域の方が東大和病院へ行く場合や、仲原、向原地域の方が上北台駅へ行く場合など、市役所で長くとまることがなくなるので利便性は向上すると考える。そして10月からは、上北台駅が起終点になるため、そこに15分程度停車することになる。ちょこバスの利用者は、上北台駅を多く利用しており、モノレールをおりてちょこバスがとまっていれば、歩かずに乗車してくれるケースもあるのではと考える。さらに市役所での乗り継ぎの待ち時間を低減して利便性を高めるということも行う。したがって今回の改正で、利用者がふえる方向でシフトすると見込んでいる。平成15年当初のルートでは、市役所で長時間停車はしておらず、その際に市役所を通過しての利用は大体2割程度だったと推測している。その後、ルート変更に伴い、利用者離れが進んでいると思われる。利用者離れがどのくらい戻ってくるかについて、具体的な数値をもって見込むのは困難と考える。ルートの見直しを行った後、市民から御要望が一番多かったのが、市役所での長時間の停車であり、それは非常に大きなマイナスになっていたのかなと思うとの答弁がありました。

2番目の質疑者からは、8点到り質疑がありました。

1点目は、陳情書中に平成28年度も最悪の実績となった昨年度と横ばいで改善が見込めない事業となっているとの指摘をされているが、これは事実なのか、月ごとの乗車人数等で比較できるものがあれば示してほしいとの質疑に対し、市側から、現在までの乗車人数の実績を用い、年度ごとの乗客数を比較して説明する。今年度は、現時点で4月から8月までの5カ月分の実績しかないため、各年度とも4月から8月までの5カ月の乗車人数という形で年度同士の比較をする。今年度と前年度の比較では、ルート改正後同士の年度の比較になる。今年度の4月から先月8月までの5カ月間の乗車人数は5万5,481人、これは前年度の5万985人と比べ4,496人、率で8.8%の増となっている。内訳は、各月ごとの比較で前年度に比べて28年4月が6.1%の増、28年5月が15.9%の増、28年6月が10.5%の増、28年7月が8.0%の増、28年8月が4.6%の増となっている。4月から8月の全ての月で前年同月の乗車実績を上回り、利用客数に改善傾向があらわれている。このような改善傾向に上乗せする形で、今回さらなる利用促進を図るための10月の見直しを行う。

次に、2年目になるルート改正前の26年度と今年度の比較だが、今年度の4月から8月までの5カ月間の乗車人数は、2年前の平成26年度の5万8,308人と比べ2,827人、率で4.8%の減である。内訳は、各月ごとの比較で、26年度に比べて本年4月が8.1%の減、5月が4.5%の減、6月が6.0%の減、7月が2.1%の減、8月が3.7%の減で、各月ともに26年度の実績を下回っている。4月から8月の5カ月間では、26年度と27年度の比較で見ると、27年度が12.6%の減だが、26年度と今年度の比較では4.8%となっており、7.8ポイントほどの改善が見られるとの答弁がなされました。

2点目は、行政側からルート改正あるいは運賃の改定等があった後は、二、三年のスパンで見たいと言われるが、その根拠は何であるかとの質疑に対し、市側から、平成15年2月運行開始の当初ルートでは、平成15年度乗車人数は約18万3,000人をスタートとし、利用者のピークは3年後の平成18年度で、乗車人数は19万6,000人だ。3年間で約1万3,000人、率にして7.2%の増となっている。市民がルートやダイヤを認識し、日常生活に浸透するまでに大体3年程度の期間を要しているのではないかと考えているとの答弁がありました。

3点目は、ちょこバス事業の目的は、公共交通空白地域の解消にあると理解しているが、それ以外の目的があるのか、また平成15年からちょこバス事業が始まっているが、その効果をどのように認識しているのか、市民からの意見等があればあわせて示してほしいとの質疑に対し、市側から、主たる目的は公共交通空白地域の

解消ということだ。加えて超高齢化社会に必要とされる移動手段の確保、また環境負荷の少ない都市構造の構築というものをコンセプトにしている。効果と市民意見については、平成15年の運行開始以来、利用者数200万人を超え、交通空白地域を初めとして多くの市民の貴重な移動手段として、日常生活に欠かせない存在になっていると考えている。市民からは、便利にいつも使っている。1時間に1本では不便だ等のさまざまな意見をいただいているとの答弁がありました。

4点目は、陳情者は、ちょこバス事業に対する税金の使われ方について疑問を呈している。公共交通の空白地域を通る路線である以上、一定金額の赤字が発生し、それを補助金という形で補填するのはやむを得ないと思うが、一方、無限に補填をふやしていくというのは好ましいことではないと思う。この点についてはどう考えているのか、運賃収入や運行経費の点に関してどうかとの質疑に対し、市側から、ちょこバスを公共交通として持続させていくためには、一定の方に利用いただく必要があると考えている。これを踏まえ、平成28年3月に策定した東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインでは、ちょこバスの運行を継続する基準として、収支率が25%を下回る場合は見直しを検討するとしている。28年4月から8月までの乗車人数は約9%の増で、運賃収入ベースで見ると、前年度の同月比で約82万円ぐらいの増収だろうと考える。これを1年間に換算すると、年間で大体130万円程度の増になるのではないかと。運行経費についてはCNGの車両からディーゼル車両への更新により、昨年6月からの昭島市でのCNGの給油が不要となった。これにより、昭島までの往復に要する運転手の人件費、燃料費など、年間で大体130万円程度の経費の低減を見込んでいる。平成27年度ちょこバスの収支率は25.4%だが、運行収入、運行経費の状況、来月実施のダイヤ改正などの利用促進策により、収支率の向上を見込んでいるとの答弁がありました。

5点目は、陳情理由に記載の最少の経費で最大の効果について市はどう理解しているかとの質疑に対し、市側からは、ちょこバス事業も基本的には経費を抑えて利用者をふやすとの視点が必要だと考えている。経費と効果だけを考えると、例えば利用者が多い時間帯や利用客が多い地域だけを運行するといったことも考えられる。しかしちょこバスは、公共交通として安定的な輸送を確保するといった役割も果たしている。したがってちょこバスは、経費と効果といったものをも考慮しながら、市民ニーズを極力取り入れながら、高齢社会に必要な公共交通のインフラとして維持していく必要があると考えているとの答弁がありました。

6点目は、過去2回ルート改正が行われたが、市民アンケートや説明会の実施等、市民ニーズに関する事前の調査を行いながら進めてきたと理解している。それぞれどのような手順で進められたのかとの質疑に対し、市側からは、市民ニーズの反映については、例えば平成27年のルート改正において市民意識調査を実施した。また広く市民の意見を聞くために、ちょこバスのあり方に関する懇談会を平成25年度に2回ほど開催している。このように市民ニーズの把握に努めるとともに、把握した市民ニーズについて、地域公共交通会議においても示しながら、ルート等の協議を進めてきた。また、交通会議で協議が調ったルートについては、まちづくりニュースで周知し、運行しなくなる地域の市民に対しても説明会を開催するなど、丁寧な対応を心がけてきたとの答弁がありました。

7点目は、以前、地域公共交通会議について、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保する目的で、地域の実情に応じた適切な乗り合い旅客輸送の対応及び運賃、料金等に関する事項等について協議をするために地方公共団体が主催するもので、道路運送法に基づいて設置される。コミュニティバスのルート改正は、この地域公共交通会議において決定される必要がある、その決定内容を国土交通省に申請し、許可がおりて初めて改正が可能となる。加えて、バス事業者の利益を著しく損ねることのないような配慮も必要になるかというふうに

思います。一方、コミュニティバスは公共交通空白地域の解消を目的としていることから、地域住民の要望をできるだけ取り入れた形で運行できるような検討というものも大切な手続の一つであると考えておりますと回答していただいた。この地域公共交通会議について、もう少し詳しく、例えば座長の選び方、市民委員の選び方、その他メンバー、会議の進め方、改定案の作成手順から提案に至るまでの過程などを説明してほしいとの質疑に対し、市側からは、地域公共交通会議の構成員については、道路運送法の施行規則に規定されており、この規定に基づき選任している。座長は交通分野では全国的に著名な方で、また特に多摩地域の事情に詳しいバスの交通の専門家をお願いしている。市民委員は公募で、作文で選考している。地域が偏らないよう選任している。そのほかの委員は、国の職員やバス事業者など関係機関の方をお願いしている。会議の進め方は、基本的には利用状況などの数値、それから近隣市の状況などの資料などを市が作成し、それに基づいて議事を進めている。主に市民委員の方からさまざまな質問や意見が出るが、市を初めバス会社や国土交通省などがそれぞれの立場から質問に答える形で活発な議論を行っている。加えて、交通の専門家である座長からも多くのアドバイスをいただき、協議を進めている。

改正案の作成手順、提案の過程は、平成25年8月に市民意識調査を実施し、この調査の中でバス利用増加のための条件というものを質問している。その回答では、利用しやすいルートと答えた人が73%、バス利用が増加するための条件として、まずは利用しやすいルートだと答えた人が73%おり、これを受けてルートのコンパクト化や乗り継ぎというものを実施している。それから運行本数の増加との答えが66%あったため、1時間に1本という便を今回実現した。3点目に多かったアンケートの結果だが、鉄道との乗り継ぎの向上が43%あったので、今回、駅への乗り入れを実施している。このように、市民の意向を踏まえながら、長大なルートをコンパクトな2ルートに分けて、1時間1本を確保して、駅に乗り入れるということを行っている。

なお、ルートについては、市民意識調査においてイメージ的に示しており、それについて意見を問うたところ、利便性が向上するという回答が52%だった。また平成25年度に、ちょこバスのあり方に関する懇談会も2回ほど開催している。このように、市民意識調査、それから懇談会を踏まえ、ルート案を事務局が作成し、交通会議に提案をしている。交通会議で協議の結果、9回目となる平成26年8月の交通会議でルート変更案が固まった。このようなことを考えると、交通会議は平成24年10月に第1回を開催しており、ルート変更案が固まったのが9回目の交通会議になるので、約2年間継続して交通会議で協議してきたということになるとの答弁がありました。

8点目は、地域公共交通会議にはバス事業者も出席している。今回の運賃の改定において、駅への乗り入れ等は、やはりバス事業者と対立するところもあったのではないかと思います。運賃の改定により、バス事業者との折り合いがついたのではないかとの見方もあるようだが、この点はどうかとの質疑に対し、市側からは、一般的には駅をおり、行き先が同じバスが2台停車していたら、利用者は運賃の安いほうに乗るのではないだろうか。その際、運賃の安い理由が公費補てんにあるということであれば、公正とはいづらいかとは思いますが。今回の180円の改定は、路線バス利用者との公平性や他市状況、さらに路線バスやタクシーなども含めて、市内の交通をつくっていくといった考え方から市が提案し、西武バスも参画している交通会議で協議が調ったものだと答弁がありました。

3番目の質疑者からは、2点の質疑がありました。

1点目は、この事業のスタート当初は、利用者も増加し、確かに交通不便地域の問題点を解消する一定の効果はあった。その後、利用者促進のために改正を行ったが、その着眼点がずれたのではないかと。交通不便地域

の利用者においては、上北台や武蔵大和の駅への通勤に利用するということがあった。しかし東大和市駅はなかった。通勤時間帯に利用した人がいるということで、東大和市駅に乗り入れたのがよかったと思うが、通勤時間帯に寄せた改正が他の時間帯の市民利用のニーズに合うものであったのかどうか。市民ニーズをきちっと把握していることが大事だと思う。

考え方は二通りある。通勤時間帯を利用するニーズ。少子高齢化の時代において、通勤時間以外の時間帯に利用する高齢者のニーズだ。この高齢者のニーズを満たしているかどうか、個々は不満足ではないかと思う。それは新堀地区から巡回できたバスに乗って集会所に行けたのが、今では乗り継ぎをしなければいけなくなった。これは朝夕の通勤時間帯の運行ニーズと日中の高齢者の運行ニーズにずれが生じていることから起きていることだと思う。交通不便地域を走らせるわけだから、当然利便性のある西武バスと同じような運行形態ができるわけがない。交通不便地域の解消をし、通勤時間の利用ニーズに即して改善を図り、東大和市駅に乗り入れたことは通勤利用者のニーズを満たしたことだと評価する。しかし、少子高齢化時代では、今度は高齢者の4人に1人が日常活動をする市役所や中央公民館やハミングホールへ行くのに、そのニーズに即した運行形態になっているのか、高齢者の皆さんの地域地域で違うニーズがあるわけであるから、通勤時間帯の時間を外した10時から3時のそういう時間帯を市民サービスできちんと把握してあげることが改善につながっていくのではないかと。利用者の問題から見て、私はそう思うが、その点はどうかとの質疑に対し、市側からは、今御指摘いただいた内容は当市が平成15年にコミュニティバスを始めたときのことで、当初循環型をとったのは上北台の駅を起終点とし、公共施設も回るといったようなおおむね1時間のサイクルの中で循環をして、ある程度市内の公共施設や病院等の近くをルートに入れられるということを考えて行った。それはアンケート調査等を行い、また施設の利用者等にもアンケートをすることを考えてきたルートであった。3年間でかなり、100円ということもあって定着してきたところであった。そこにいろいろな要望が出てきた。それは、コミュニティバスを運行している他市の状況を見ても、昼間の時間帯だけの運行をしているところもある。委員御指摘のように、昼間交通手段を持たない高齢の方たちが買い物や病院に行く。また公共施設に行くとの点に重きを置くということで、役所の開庁時間的な公共施設が開いている時間帯を運行するという方法のコミュニティバスも多くある。

ところが当市の場合、当初からもう少し幅を広げて通勤時間帯も公共交通空白地域の方たちの利便性を高めるために、少し早い時間帯と遅い時間帯も運行してきたという経緯もある。ただし多くのニーズに对应していくということは、やはり目的がいろいろなところ分散してしまう。全てを酌むということは非常に難しいということもあるので、そういう中でも比較的利用されやすい時間帯やルートといったものをいろいろと検討した上で当初のルートができた。しかし、平成21年にルートの拡大をしたときには、やはりいろんなところを走るほうがもっと利便性が上がるだろうということで、朝晩の時間帯と昼間の時間帯のルートを変えて、今まで1時間に1本定時で走っていたものが、長大のルートのほうについては、朝晩については1時間半というようなことになってしまい、やはり不便な状況になってしまったということがあった。そういった反省を踏まえて、改善するためのルートを見直し、平成26年度に行ったという経緯がある。このように、東大和市のコミュニティバスは、目標を少し広げている。対象を少し広げた中で工夫して運行していこうということでやっているがための今のルートだということを御理解いただきたい。

そして、やはりいろんな地域で、それぞれ今後の移動の確保ということでは、御要望があると思う。現在のコミュニティバスのシステムだけでは、そういったニーズを全て満たすということは難しいということがある。

それプラス、いろいろな地域でいろいろなニーズがあるということは市でも把握しているので、ガイドラインを作成し、それぞれの地域で必要とする地域公共交通については、地域の方たちと一緒に育てていただきたいという思いから、それらの検討を地域の方たちと一緒にさせていただきたいということでガイドラインを策定し、今後の地域交通については、そのような取り組みにより、皆さんと一緒に考えていきたいということで考えている。

基幹となる交通については、しっかりと公共交通網を揺るぎないものとしてきちんと位置づけをして、継続して運行していかないと地域の交通が成り立たなくなってしまうということがある。できるだけさまざまな工夫をしながら、また市民の皆様のお意見等をお伺いしながら、改善に努めていきたいと考えている。公共交通網の大切さの一つのあらわれだったと思うが、西武多摩湖線が台風9号の大雨により、少しの間不通になってしまったことがあった。路線バスも、その代替交通の公共交通網としてあったけれども、ちょこバスのほうにも少し流れてきていただいて、その代替交通としての役割を果たしていたというふうに考えている。そのようなことができるということが、今後の公共交通を考えていく上では必要だと考えている。基幹的な公共交通としては、市からの補填をどこまでもということではなく、一定の水準というものを考えながらきちんと運営管理していく必要があると考えているとの答弁がありました。

2点目は、交通ルールについては、国の交通局が道路路線の認定を持っている。交通審査会の中には西武鉄道、西武バス、立川バスなどが入っている。東大和のような13.5平方キロの小さな町で、主要幹線は立川バス、西武バスへ陸運局が許可を出していて、その路線は市の巡回バスは走れない。そうしたとき、公共交通の中で私鉄バスが走れる路線以外でそこを巡回で走るということは、通勤などの不便地域だからバスを巡回させることが効果があるのかということを確認してほしい。巡回ではない方法が有効かもしれないのだから。そして、その時間帯を過ぎたら、今度は高齢者向けサービスに切り替え、巡回ルートで運行する必要性を見ることが大事だ。今まで巡回で便利だったものが、乗りかえになって不便になったという声があるのだから、これまでの古い3年間の路線は、決して悪い路線ではなかったはずだ。市側答弁にあったように、一定の公共施設をつないでいた。しかし時間はかかっていた。この時間の短縮ということと、地域のニーズを的確に把握すること。そして通勤時間帯の運行に関しても、高齢者ニーズに関しても、アンケート調査をしっかりとやることが重要だ。それを分析した上で、通勤時間の時間帯、あるいは買い物等の時間帯を分けて二通りの案があつてしかるべきだと思う。そういう案の構築を今後検討していかないといけない。今のルートについて、私は中身の金額が赤字どうのではなく、ルートのアンケートのとり方、市民が利用しやすい環境、市民のニーズを的確に捉えていかなければ、中身の赤字解消にはなっていないと思う。もう一度見直しとニーズのとり方の検討をすべきだと思うが、この3年間の間にニーズのとり方ということをも十分検討する必要があると私は思っているがどうかとの質疑に対し、市側からは、今後の検討においては、市民ニーズをどう捉えていくか。また考え方も、地域公共交通会議等の中で議論していきたいと考えているとの答弁がありました。

4番目の質疑者からは、市長部局からの話にあつたが、これから地域で自分たちの足をどうするかというのを考えていく必要があるということは、全くそのとおりだ。そうなったときに、現状ではちょこバスへの期待があり、うちのすぐそばまで来てくれれば、ここの地域の交通の問題は解決するというような期待を持つ地域もたくさんある。一方で現実には、これまでの経過から走ることが物理的に不可能な地域等のこともあり、最初、平成15年に事業を開始する際、関係者が走らせたい地域を実際に現地調査すると、それは不可能だったという結果が出た。こういうデータをたくさん収集したという経験もあるんだと伺った。そういったデータも含

め、所管事務調査を開くことで、過去のデータも公開していただくことが望ましいのではないかと。そうすることで、ちょこバスは走ってほしいが、現実的には無理だから、これはコミュニティタクシーを自分たちの地域で走らせなければいけないのかと、このような機運の醸成につながっていくということも十分あり得る。よって希望としては、ぜひ所管事務調査を開いてほしいが、そういう過去のデータ等もこの事務調査の中で提出していただくということが可能なかどうかとの質疑に対し、市側からは、市のほうで持っているデータは要望があれば出せる範囲内で出すことは可能だとの答弁がありました。

5番目の質疑者からは、地域公共交通会議のことで、ホームページのほうには、その開催の状況が27年度までしか載っていないが、今年度の開催状況と今年度の開催状況の公開をホームページでいつごろやっていただけるのかとの質疑に対し、市側からは、交通会議の結果はホームページでその概要を公表している。おっしゃるとおり、27年度までは公開してある。28年度については既に1回開催していて、現在公表の準備を進めているところだ。いましばらくお待ちいただきたいとの答弁がありました。

以上で質疑を終了し、自由討議を行いました。

自由討議での意見は次のとおりです。

1番目の発言者からは、先ほどと重複するが、ぜひ建設環境委員会で所管事務調査に入れてほしい。ただしこの10月からダイヤ改正があるから、例えば半年だとか、ある程度のスパンを置いて、その段階で所管事務調査を置いて、今回のダイヤ改正などもその議論の中に反映させることを望むとの意見が述べられました。

2番目の発言者からは、私もちょこバスのことは建設環境委員会でも見ていく問題だとは思っている。ただ、今ここでまた改正が入るので、時期的には今からということではなく、やはりもうちょっと先でもいいのかなと思うとの意見が述べられました。

以上で自由討議を終了しました。

討論はなく、直ちに採決に入りました。起立採決の結果、起立少数につき、28第42号陳情 ちょこバス事業に関する陳情は、不採択と決しました。

以上で建設環境委員会における審査経過並びに結果の報告を終了いたします。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○議長（関田正民君） 報告は終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔建設環境委員会委員長 佐竹康彦君 降壇〕

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時44分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論を行います。

[1 番 森田真一君 登壇]

○1番(森田真一君) 28第42号陳情 ちょこバス事業に関する陳情に賛成の立場から、日本共産党を代表しまして討論いたします。

本陳情は、ちょこバスの運行ルートの変更や運賃値上げを、ピーク時に比べ乗降客が減少している状況で、ちょこバス事業を所管する建設環境委員会において事務調査を行うことを求めています。我が党としても、その必要があると考え、これに賛成するものです。

以上です。

[1 番 森田真一君 降壇]

[20番 木戸岡秀彦君 登壇]

○20番(木戸岡秀彦君) 公明党を代表して、28第42号陳情 ちょこバス事業に関する陳情に反対の立場から討論を行います。

本陳情においては、陳情提出者より建設環境委員会における独自の視点からの調査を要望されておりますが、委員会における陳情審査の中で、陳情趣旨に沿った質疑を行い、現状での市の取り組みを確認いたしました。さらに、これまで市としても新ルートにおける課題の解決に向けて検討を進めてきた中で、今回新たに10月1日よりダイヤ改正を行うことが決定され、市民の皆様にも既に周知がなされたところであります。

またこのたび地域公共交通会議の委員の任期満了に伴い、市民公募を行っています。新たな委員のもと、これまで以上の活発な議論が行われることが期待をされております。

これらの状況を踏まえると、現時点では今回の対応が図られた改善に向けての取り組みを進めていく中で、これらの状況を注視し、さらに総合的に判断していくべきではないかと考えます。

ちょこバス事業に関しては、2003年2月の事業開始以来、市議会でのさまざまな議論や市民ニーズを踏まえて二度のルート改正を行い、見直しを行ってまいりました。しかしながら、現状においてもさらに改善すべき課題があると認識しております。市に対しては、これからもちょこバス事業に対し、市の財政負担の軽減と市民の利便性の向上を図るために、さらに具体的な取り組みを進めていただくことを求め、討論といたします。

[20番 木戸岡秀彦君 降壇]

[22番 中野志乃夫君 登壇]

○22番(中野志乃夫君) やまとみどりを代表して、ちょこバス事業に関する陳情に賛成の立場で討論を行います。

今回、この陳情趣旨にもあるとおり、所管する建設環境委員会で事務調査を行ってほしいということであり、そもそもこのちょこバス事業そのものが大変難しい事業である。単純に言いますと、西武バスが採算がとれない、そうした手放したルートを、言ってみれば専門家でない自治体を中心になって運営を行う、公共交通空白地区の解消ということでもありますけれども、この事業自身が大変難しい事業であるのは、論をまたないところであります。つまり、全国でもコミュニティバスが運行されておりますけれども、ほとんどが赤字状態のまま、黒字でやっているところはほとんどありません。つまりそれだけ難しい事業であることを鑑みると、行政にそのことを言ってみればさせる、押しつけるというのは表現が語弊があるかもしれませんが、その点をただいろいろ提案するというよりも、議会そのもので、やはりこの問題は真摯に論議すべき内容だと考えています。つまり公共交通そのもののあり方も含めて、実際に現状のいろいろな改正がなかなかうまくいかない。この間、何年も続けている中でも、どうしても赤字が本当に膨らんできている問題も考えるならば、や

はり議会としてもこの問題に対するさまざまな調査を行い、また今回の陳情内容では、提言までは行っておりませんが、最終的にはそうした態度をやはり議会がとることが本筋ではないかと考えております。

そうした理由から、今回の内容に関して賛成の立場で討論いたします。

以上です。

〔22番 中野志乃夫君 降壇〕

〔10番 根岸聡彦君 登壇〕

○10番（根岸聡彦君） 自由民主党の根岸聡彦です。

28第42号陳情に反対の立場で討論いたします。

本陳情は、平成28年第1回定例会及び第2回定例会において建設環境委員会に付託をされ、不採択となった陳情に類似したものを再度提出してきたものであります。

今回、陳情趣旨は、ちょこバス事業について所管する建設環境委員会が事務調査を行うこととなっております。所管事務調査を立ち上げること自体、反対する理由はないと見えるわけではありますが、問題点は事業の改善に対する結果を早急に求め過ぎているのではないかという点にあると思います。

ちょこバスに関しては、行政としても今回のルート改正後の現状を受け、改善のための手だてを検討しているところであるということは、前定例会において建設環境委員会に付託された陳情の討論でも申し上げたところであります。

今委員会での陳情審査においては、さまざまな質疑が出され、担当部署から回答をいただきました。委員長の報告と重複する部分がありますが、幾つか御紹介させていただきますと、ルートや運賃の改定後は、結果が出るまで二、三年のスパンで見るとする根拠について、ちょこバス事業が開始されたのは平成15年2月であり、利用者がピークに達したのが3年後の平成18年であることから、利用者に浸透し一定の成果が出るまで3年程度の年月がかかるということを理解する必要があるという説明がありました。

また陳情書には、改善が見込めない事業という記載があるのですが、委員会における陳情審査の際の担当部局との質疑応答の中で、平成28年4月から8月の5カ月間の実績ではありますが、月間の利用者数はいずれも平成26年には及ばないものの、平成27年の数値は上回っているという答弁をいただいております。その他、ちょこバス事業の主たる目的は何かという質疑に対し、主たる目的は公共交通空白地域の解消であること、その他超高齢化社会に必要とされる移動手段の確保であるということという答弁があり、赤字補填に対する考え方や運行経費に関する質疑については、ちょこバスの運行を継続する基準として収支率が25%を下回る場合は見直しを検討するとしている。運賃収入については、平成28年度の5カ月間の収入は、料金改定の影響もあるが、前年同期と比較して約82万円の増収となっている。

運行経費については、CNG車両からディーゼル車両に更新したことで、燃料費や人件費等で約130万円の減を見込んでいるといった答弁がありました。ちょこバスの起終点の変更といった行政側の対応は、今後実施されるものであり、結果が出てくるまで、やはり二、三年は必要になること。先日の建設環境委員会においてさまざまな質疑応答があった中で、今この時点で所管事務調査を立ち上げたとしても、委員会の場で得られた以上の成果を求めることに無理があるであろうということを勸告し、本陳情には反対をするものであります。

〔10番 根岸聡彦君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

28第42号陳情 ちよこバス事業に関する陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

日程第 7 第 4 5 号議案 平成 2 7 年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 第 4 6 号議案 平成 2 7 年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 第 4 7 号議案 平成 2 7 年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 0 第 4 8 号議案 平成 2 7 年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 1 第 4 9 号議案 平成 2 7 年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 2 第 5 0 号議案 平成 2 7 年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（関田正民君） 日程第 7 第 45 号議案 平成 27 年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 12 第 50 号議案 平成 27 年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上 6 議案を一括議題に供します。

以上 6 議案につきましては、決算特別委員会委員長、佐竹康彦議員の報告を求めます。

[決算特別委員会委員長 佐竹康彦君 登壇]

○16番（佐竹康彦君） ただいま議題に供されました 6 議案につきまして、決算特別委員会の審査結果を御報告申し上げます。

本委員会は、議員全員が委員でありますので、審査の経過を省略し、結果のみを御報告いたします。

本委員会は、9月20日及び23日の2日間にわたり、付託されました第45号議案 平成27年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について及び第46号議案 平成27年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、第50号議案 平成27年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの5特別会計について審査をいたしました結果、いずれも認定すべきものと決しました。

以上で決算特別委員会の審査報告を終了させていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑につきましては省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を省略いたします。

〔決算特別委員会委員長 佐竹康彦君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を行います。

〔3 番 上林真佐恵君 登壇〕

○3番（上林真佐恵君） 日本共産党を代表いたしまして、平成27年度の一般会計決算及び同国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計決算に反対する討論を行います。

市長は市政報告の中で、景気は緩やかな回復基調が続きましたとしました。しかし、どの世論調査を見ても景気回復を実感できていないという国民の声が多数を占め、内閣府が8月にまとめた報告書「世界経済の潮流」では、2008年のリーマン・ショック以降、日本経済はほかの主要国と比べても異常な落ち込みで、G7の中でも日本は個人消費が直近の2年連続で低下している唯一の国であることを明らかにしています。実質賃金も4年連続マイナス、平成27年度はこの10年間でも最低となりました。

市民の暮らしについては、この間、当市議団に寄せられた相談の中から、厳しい生活の実態が明らかになっています。例えば高齢の病気持ちの妻の看病をしながらシルバー人材で働くも、御自身も高齢のため仕事が続けられなくなり、国保を18万も滞納し、年金も156カ月掛けながら月数不足で無年金であるという男性、別の60代の御夫婦と30代後半のお子さんの3人家族では、御主人が病弱なため、治療費がかさんで借金が150万円を超えており、お子さんも病気の治療中断を余儀なくされているという事例もありました。経済的な理由で子供を2人以上持つことを諦めている御夫婦もいます。個別の事例にとどまらず、中流世帯においてさえ、病気や不慮の出来事をきっかけに困窮状態に陥るリスクを背負わされているのが現在の日本社会です。

国民の実収入が減少し、貧困化が進むもとの、政治に何が求められているかは明らかでした。ところが国政においては、27年度税と社会保障の一体改革などに示された一連の負担増と給付削減が実施されました。年金給付は物価上昇分の引き上げ分をマクロ経済スライド調整導入と特例水準の段階的解消の適用により1.4%圧縮されたのです。8月には、介護保険利用料の2割負担が導入され、厳しい暮らしを追い詰めました。このような中、市政運営に当たっては、年々厳しさを増す市民の暮らしを支え、負担を軽減することこそが求められたはずですが。しかし27年度、市は介護保険料を1億3,000万円値上げし、さらにちよこバス運賃の値上げ、前年度途中から導入された家庭ごみ有料化が暮らしに追い打ちをかけました。さらに、この年度中に下水道使用料の3割もの大幅値上げや、国保税の値上げも決定されました。

決算審査の中で、市は市民生活が回復基調にあるとの認識を示し、値上げを合理化しました。市民の暮らしの実態と市の認識には、大きなギャップがあると考えます。市は、持続可能な市政運営のためとして市民に負担を負わせていますが、このままでは市民の暮らしこそ立ち行きません。本来、水道などライフラインのインフラ整備や国保税は、国が責任を負うべきものであると考えます。不要不急の大型公共事業や軍事費に税金を優先的に投入し、国民の福祉向上を後回しにする国の政治のあり方そのものが問われています。将来のためと基金の積み立てに邁進しても、国の責任を明確にしない限り、結局は際限のない地方切り捨てや自治体間の競争に翻弄され、そこに住む市民にとっては自治体間の格差が拡大し、不公平感が強まるだけではないでしょうか。しかも決算審査を通じて、介護保険料の1億3,000万円の値上げも、ちよこバスの運賃8割値上げも必要なかったことが明らかになりました。家庭ごみ有料化の増収分も新たな減量施策にはほとんど回っていないことも明らかになりました。市民の暮らしに寄り添った市政への転換を求めるものです。

一般会計その他の施策について申し上げます。

職員の採用では、深刻化する技能系、労務職などの高齢化の改善を図るよう、適切な採用計画を求めます。この10年間でほとんど上がっていない嘱託員、臨時職員の賃金引き上げを求めます。保育園の定員増、延長保育の拡大、私立幼稚園通園児の補助の増額を評価し、子育て支援策の充実の努力を引き続き求めます。特に保育園の待機児童対策では、抜本的な解決策であり、保護者のニーズも高い認可保育園の増設を求めます。認証保育所の利用者補助については、決算審査で要望しましたところ、都の補助金が見込まれることが明らかになりました。速やかな情報収集と補助制度の整備を求めます。

学童保育所の6年生までの受け入れやランドセル来館を評価し、同時に恒久対策である学童保育所の増設を求めます。小中学校でのスクールソーシャルワーカーやティームティーチャーの全校配置による支援を評価し、児童・生徒の発達のさらなる支援と教職員の労働環境の改善、負担軽減を求めます。

小中学校の外壁改修とその他非構造部材の耐震化、本庁舎耐震補強工事など公共施設の耐震化を評価し、一層の推進を求めます。学校トイレの改修に対し、引き続き努力することを求めます。

小中学校の全ての特別教室、特別支援教室の冷房化の推進を求めます。

市内の国有地参議院宿舍跡地については、またとないチャンスを生かし、市民の願いでもある特養ホームなどの介護施設の整備を進めることを求めます。

平成29年度以降、東京街道団地の増設とともに福祉施設、スポーツ施設などの公共公益ゾーンを設けていくという都の意向が明らかになったことを受け、当市で不足するスポーツ施設の整備や特養ホーム、老健施設、認可保育園、学童保育所や障害者施設などの整備計画を早急につくるよう求めます。向原団地、警視庁未利用地、市有地など、未利用の土地について積極的に市民のための活用を求めます。高齢者見守りぼっくす ながいの開設、住宅リフォーム助成、商店街装飾等灯の新設等の補助をそれぞれ評価いたします。

マイナンバーについては、既にさまざまな問題が指摘されている中、多額の税金が投入されています。マイナンバーの仕組みを徹底検証し、制度の凍結、中止、廃止を含めた見直しをすることが必要だと考えます。

ちよこバスの運賃値上げに反対し、シルバーパスの導入、ルート変更によって空白となった地域への対応など、抜本的な対策を早急に行うことを求めます。有料化によらない家庭ごみ減量策の推進を求めます。桜が丘への廃プラ施設建設については、周辺住民の理解を得ないまま建設計画を強行すべきではありません。

航空機騒音の調査と関係機関への対策を求めます。街路灯LED化など低炭素社会への転換を進めたことを評価し、さらなる努力を求めます。平和首長国内会議への参加、広島平和記念式典の市民派遣を評価し、平和都市宣言を公共施設に掲示することを求めます。NTT、東京ガス、東京電力の3社だけが年2,500万円を上回る恩恵を受けることになる道路占用料の引き下げは4年が過ぎ、本来自主財源として活用できる総額約1億円を減収させたこととなります。少なくともももとに戻すべきだと考えます。

次に、特別会計について申し上げます。

国保特別会計では、総額8,160万円の保険料引き上げが決められました。しかし、平成27年度までの3年間の決算数値では、2億5,200万円の黒字があったことが明らかになりました。これは保険料給付費の予測が7億6,200万円も過大だったことにあると考えます。また前回値上げ以降の3年間の一般会計からの赤字繰入金は、27年度までの各決算と9月補正予算を踏まえると、値上げ時の予定額21億300万円を5,500万円ほど下回ることとなります。しかも国が保険料軽減のために使うべきとしている保険者支援分7,000万円も、値下げのために使われていません。

こうした状況を見ると、27年度に28年度以降の2年間で1億4,000万円が財源不足になるとの予想を理由と

した値上げは必要なかったものと考えます。所得階層別国保世帯数を見れば、200万円以下が81.3%となっています。所得の低い世帯にとって、国保税が過大な負担となっているのは明らかです。高過ぎて払い切れなくなっている国保税の制度を改善するよう、国に働きかけることを求めます。

また保険料の納付相談を促すことを理由に、短期保険証を窓口にとめ置くことによって、無保険状態に置かれている市民がいます。保険証が手元にないために、ぐあいが悪くても病院にかかれず病状が悪化するケースもあり、市民の命にかかわる問題です。短期保険証のとめ置きではなく、直ちに郵送で交付をすること、同時に生活全体を総合的に把握して、適切な施策につなげることを求めます。

続きまして介護保険特別会計ですが、こちらも国保同様、第6期介護保険事業計画で見込んだ27年度の保険給付費など、52億4,407万4,000円が決算額では1割以上、5億7,272万1,000円も下回り、2億5,000万円の黒字となりました。同計画では、3億円の準備基金を3年間で全額取り崩しても、この値上げが必要だとしていますが、実際には取り崩すどころか、27年度末で5億7,000万円、28年度末で6億5,000万円まで積み増すことが明らかになりました。1億3,000万円の介護保険料値上げは必要なかったと考えます。

後期高齢者医療特別会計では、大幅な保険料値上げに反対をし、また制度の廃止を求めます。

以上で討論を終わります。

〔3番 上林真佐恵君 降壇〕

〔19番 東口正美君 登壇〕

○19番（東口正美君） 公明党の東口正美です。

私は、公明党を代表して平成27年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定及び国民健康保険事業特別会計から後期高齢者医療特別会計までの5特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

平成27年度の予算は、尾崎市長1期目の最後に編成され、2期目の再選を経て実行されたものであります。市長2期目の公約である日本一子育てしやすいまちづくりの実現に向けて、平成27年度新たに国の制度としてスタートした子ども・子育て支援新制度をフルに活用し、さまざまな事業が拡充されました。

また当市の長年の課題であった総合福祉センターの建設、新学校給食センターの建て替えに加え、各地で自然災害が猛威を振るう中、全国的な課題となっている市役所本庁舎の耐震化にも取り組むことができ、これまで着手できなかった課題解消への大きな前進の一步を踏み出した年になったと思います。

さて、そのような中での市財政の状況についてですが、一般会計の実質収支は12億7,326万円の黒字、単年度収支も7,296万円の黒字となりました。財政調整基金については、5億4,237万円を取り崩しながらも6億14万円を積み立てたことで、前年度より5,828万円プラスの22億2,700万円となっており、健全かつ安定的な財政運営が行われたと評価いたします。

一方、学校給食センター新築工事費や本庁舎及び現業棟の耐震補強工事のため、施設等整備基金を取り崩したほか、市債においても臨時財政対策債11億7,987万円を含む20億5,900万円を借り入れ、平成27年度末の市債借り入れの残高は約192億7,300万円で、前年度比3.8%の増となりました。今後、さらに続く公共施設の更新や緊急の災害対応等に備えて、基金への着実な積み立てと市債の適切な借り入れを行い、慎重な運営に努めていただきますようお願いいたします。

財政構造の弾力化を示す指標である経常収支比率について、昨年の決算では悪化を懸念されておりましたが、結果的には平成27年度90.8%と、前年度より0.3ポイント下がりました。この要因は、市税の伸び及び国の税制が変わったことによる歳入の増によるものとの分析でした。また指定管理者制度や民間活力の導入によって、

物件費の中の人件費がふえていくことにも、今後注視が必要となってきます。今後とも、安定的な市政運営と経常収支比率の抑制のため、適正な人員配置と人件費の抑制に努められることを要望いたします。

歳入の根幹である市税は、所得環境の改善、納税義務者がふえたことでわずかながら増収となりました。また丁寧な納税相談や担当課の徴収努力により、収納率は96.4%で、前年度比0.3ポイントの増となりました。またコンビニでの収納やモバイルレジの導入など、納税環境の整備が進んだことも収納率アップに貢献したと考えます。

歳出について申し上げます。

総務費では、平和事業において戦後70周年を記念して、これまで当市が積み上げてきた平和事業のもと、新たな事業として東大和市戦争体験映像記録「沈黙の証言者～私たちのまちは戦場だった～」の制作、中学生の地域の戦争・平和学習及び広島市平和記念式典への派遣事業、市長の平和首長会議国内加盟都市会議総会への参加が行われたことを高く評価いたします。

旧日立航空機株式会社変電所の戦災建造物は、長い時間の経過とともにその価値をさらに増しています。都立東大和南公園平和広場で行われる平和市民のつどいも11回を数え、回を重ねるごとに内容の充実が図られ、平和へのメッセージが強く発信されていると感じています。

国のまち・ひと・しごと創生法に基づく東大和まち・ひと・しごと創生総合戦略が他市に先駆けて策定されました。平成31年度までの5年間、この事業の確実な遂行が本格的な人口減少社会を当市がどう乗り越えていけるかの鍵になると考えます。市長が掲げる日本一子育てしやすいまちづくりを核として、人と自然が調和した生活文化都市、東大和がさらに魅力を増して多くの市民に愛され、ここに暮らす市民の生活が心豊かになることを期待しています。

防犯対策事業では、青色回転灯パトロールカーによる活動が、地域の犯罪抑止力を高めております。引き続き子供たちの安全対策をよろしくお願いいたします。また安全安心情報送信サービスも、防災、防犯のための有効な方法だと思います。広く市民に活用いただけるよう周知の工夫をお願いいたします。

市民協働事業における自治会やマンション管理組合と市の連携は、今後ますます必要と考えます。より一層の取り組みをお願いいたします。

徴収業務では、丁寧な納税相談と早期対応によって収納率の向上が着実に図られております。平成28年度からは、換価の猶予制度における申請制度が実施されております。やむを得ない理由で滞納状態となった市民の生活再建と納税事務の効率化を図る上でも、換価の猶予制度に関する情報の周知と活用を着実に進められるよう求めます。

選挙管理委員会運營業務で、高校への選挙出前授業が行われ、初めて実施される18歳選挙の投票率アップに大きくつながりました。学校における主権者教育において、実際の選挙について具体的に考えるよい機会になったものと考えます。

次に、民生費では、平成27年度に国の子ども・子育て支援新制度がスタートし、待機児童対策としてあらゆる施策を行っていただいたことを高く評価いたします。具体的には、のぞみ保育園、紫水保育園の定員拡大、のぞみ保育園の分園や谷里保育園の園舎増築、認定こども園2園、小規模保育園1園、家庭的保育事業2園の拡充がなされました。また障害児の保育園への受け入れについても積極的に取り組んでいただきました。担当部の御尽力を高く評価いたしております。

子ども・子育て事業は、待機児童対策だけでは決してありませんが、やはり一丁目一番地のこの事業を今後

どのように行っていくかは、子育て支援のかなめになると考えます。需要と供給のバランスがますます難しくなってくると思いますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

さらにそれに続く学童保育事業、ランドセル来館事業は、受け入れ対象児童がふえたことで、さまざまな課題があると思います。放課後子ども総合プランに基づき、安心の子育てができる環境整備に、より一層の御尽力をお願いいたします。

一時保育事業は、民間保育園の協力を得て定員を拡大し、またゼロ歳児の対応も図られたことで、おおむねニーズを満たしているものと思います。いずれにしても、子ども家庭支援センターと保健センターの連携で、きめ細やかな育児支援をお願いいたします。

また男性の育児を応援するパパスクールの開催を評価いたします。引き続き男性の育児参加を応援し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを今後もよろしくお願い申し上げます。

高齢者見守りぼっくす事業では、3カ所目のなんがいが開設され、市内全域にシルバー交番が配置されたこととなります。相談件数は地域ごとに差がありますが、高齢者ほっと支援センターと連携を密にし、高齢者の安心・安全な生活のため有効に活用されることを期待いたします。

衛生費については、各種がん検診の受診率アップのため、さまざまな取り組みがされていると評価いたしております。特に胃がんリスク検査においては、胃がんの早期発見と予防に大きな効果を発揮しています。できるだけ多くの市民の皆様が検査を受けることができるよう、引き続きお取り組みをお願いいたします。

また乳がん、子宮頸がん無料クーポン券の未利用者へコールリコール（個別勧奨）の丁寧な取り組みを高く評価いたします。

救急医療体制整備として、小児の準夜間診療の体制が図られ、安心の子育て環境が一步前進したことを評価いたします。

さらに衛生費においても、子育てアプリの開始や育児パッケージの配布も行っていました。今後も多彩な育児支援を期待しております。

家庭廃棄物有料袋の無料配布を市内各所で行っていただきました。利便性が向上した一方、個人情報の取り扱いについては慎重をお願いいたします。

商工費では、消費喚起プレミアム付商品券発行事業が行われました。商工会の協力を得て、他市に比ベスムーズな販売が行われたことを含め、地域の消費喚起に大いに役立った事業として評価いたしております。今後とも、国や都の動向を注視しつつ、地域経済活性化のための積極的な事業展開を期待いたします。

また中小企業大学校東京校と連携した創業事業では、5名の新たな創業者が生まれたとのこと、大きな成果があったと高く評価いたします。今後とも中小企業大学校が東大和市にあるメリットを大いに活用していただきたいと思います。

土木費では、市内道路の管理、市民から寄せられる大小にわたるさまざまな要望に対応していただいておりますが、今後とも市民生活の安全や利便性向上のため御尽力をお願いいたします。

また近年猛威を振るう豪雨対策は、待ったなしと考えます。今まで以上の溢水対策の強化を何とぞよろしくお願い申し上げます。

市内街路灯が全てLED化され、明るくなったと多くの市民から喜びの声が寄せられています。また経費についても、電気代はおおむね3分の1以下、電球の取りかえもほとんど必要がないことなど、これらの成果を踏まえつつ、公共施設全般にLED照明の活用を求めます。

公園管理事業については、東大和市特色ある公園整備基本方針が策定されました。長寿命化計画とあわせて、市の魅力が増す事業を期待しております。

教育費については、通学路の防犯カメラの設置を高く評価いたします。データの適切な管理を含め、子供たちの安全と町の防犯防止に大いに役立つものと思います。

学力向上の取り組みについては、毎年さまざま拡充しておりますが、27年度には新たにティームティーチャーの配置、外部人材を活用した教員のスキルアップ、理数授業特別プログラムが実施され、成果が得られたことと思います。子供たちの学びの環境整備には、今後とも御尽力いただきますようお願いいたします。

またスクールソーシャルワーカーが配置され、子供たちを取り巻く複雑な問題の解決が図られるようになりました。困ったことを抱えた子供たちにとって、周りの大人の心あるかかわりが大きな力となります。さまざまな対策が少しでも子供たちの未来を開く力になることを心から期待しています。

図書館事業においては、立川市と相互利用が開始され、両市の市民にとって利便性が向上したものと評価いたします。

多摩湖ランニングコースの距離表示の設置については、北多摩北部建設事務所と連携をとり進めていただきました。多摩湖ランの魅力発信につながったものと評価いたします。

国民健康保険事業について、特定健康診査の実施場所を小平市、武蔵村山市の医師会の協力を得て、拡大をしていただきました。今後とも受診率の向上に向けてさまざまな工夫をお願いいたします。

またレセプトデータを活用した取り組みについて、糖尿病等重症化予防プログラムが実施されました。案内書送付人数は111名に対し、プログラム修了者は12名、修了者へのフォローが25名となっています。決して多くの人数ではありませんが、これらの地道な取り組みによって、透析への移行者がゼロになっていることは、財政面の負担軽減だけでなく、市民の健康的な生活に大きく寄与しているものと高く評価いたします。財政効果としては、さらなるジェネリック医薬品の促進が有効だと考えますので、今後もさらなる推進をお願いいたします。

下水道事業特別会計については、今後、施設の更新を計画的に進めていく必要があります。目に見えない事業だけに、市民への丁寧な説明と着実な事業の推進をお願いいたします。

介護保険事業については、介護予防がますます重要となってまいります。二次予防事業の基本チェックリストの未回答の主な原因は、65歳になっても介護保険の対象者との自覚がないことによるとありました。一生涯介護保険における要介護者とならないためにも、介護予防の重要性を多くの市民に御理解いただくことが大切かと考えます。また返送されない方の中で、本来は介護が必要にもかかわらず返送できない人をどうつかんでいくかが何よりも大事だと思います。きめ細やかな対応をお願いいたします。

以上、各会計について述べてまいりました。各会計ともおおむね健全な財政運営がなされていると思います。しかしながら、いよいよ本格的な人口減少社会になる中、市の各事業を維持し、住みよい東大和市をさらに発展していくための行政運営のかじ取りは並大抵のものではないと思います。今回の決算特別委員会では、市の緊張感ある認識を伺いました。

私ども公明党は、難しい行政運営が迫られる中、少しでも有効な市の発展のためとなる施策がないか、また市民の方々からさまざま寄せられる相談や御要望にどうしたら応えることができるのかを考え、学び、知恵を働かせながら毎回の定例議会に臨んでおります。その一つ一つの積み重ねが東大和市の発展や市民の生活向上につながり、希望の行き渡る東大和市となるよう、これからも会派5人が一致団結し全力で働いてまいります。

以上で公明党の賛成討論といたします。

[19番 東口正美君 降壇]

[10番 根岸聡彦君 登壇]

○10番(根岸聡彦君) 自由民主党の根岸聡彦です。

平成27年度一般会計歳入歳出決算ほか5特別会計歳入歳出決算の認定について、自由民主党を代表して、賛成の立場で討論を行います。

平成27年度は、尾崎市長が日本一子育てしやすいまち東大和を公約に掲げ、2期目の当選を果たした最初の年となるわけですが、選挙からさかのぼること約1カ月、平成27年第1回定例会における市長施政方針におきまして、7つの重要施策について述べておられます。

第1に子育て支援施策の充実について、第2に教育内容の充実について、第3に、この10月から開設いたします総合福祉センターは〜とふるの整備について、第4に新学校給食センターの建設について、第5に廃棄物の減量について、第6に健康づくりの充実について、そして第7に公園の整備についてであります。

子育て支援施策といたしましては、保育士不足の解消を目的として、人材派遣に要する費用の一部負担を補助する制度を構築し、10人を目標とした中で8人の採用を実施しており、成果を上げることができたと評価しております。

保育士の数も正規雇用と非正規を含め、平成26年4月1日の段階で355名であったものが、平成27年は463名、平成28年4月1日の段階で494名と推移しており、子育て施策が着実に実を結んでいるということの評価いたします。

一方、25歳から34歳の子育て世代の方々の転入超過率は、総務省統計局のデータによれば、平成26年度は5.856%となっており、東京都の市区町村の中で中央区、千代田区に続き3位に位置しておりました。しかしながら平成27年度におきましては、同じ25歳から34歳の方々の転入者数は964名、転出者数1,033名、転入超過率はマイナス7.158%と前年を下回る結果となりました。

この人口の増減に関する数字だけを捉えて、平成27年度の子育て施策が失敗であったと騒ぐ方もいらっしゃるかもしれませんが、一方で日経DUALと日本経済新聞社が、認可園に入りたい人が入れているか、病児保育に預けやすいか、学童保育は小6まで整っているか等々12の項目で調査をした共働き子育てランキング2015においては、荒川区、福生市、千代田区、港区に次いで都内第5位となっております。このことは、行政が実施するさまざまな施策は、子育てに限らずいろいろな分野でつながりを持っており、単年ごとの人口の増減で一喜一憂することなく、大きな目標に向かって一つ一つのことを着実に実施していくことが求められており、日本一子育てしやすいまち東大和の実現という目標に対し、ぶれることなく邁進していくことが求められているものと理解いたします。今後は、子育ての環境面における充実度合いを市内外にしっかりとPRし、東大和市の子育て環境が市民及び他の地域の方々に認知される施策を展開していただくことを要望いたします。

教育内容の充実につきましては、地域や保護者の方々からさまざまな要望が出ている中で、児童・生徒の安全を第一に考え、小中学校校舎の外壁の改修工事を6校に対して実施、平成26年度の5校、今年度の2校と合わせ、残り2校となっている状況であることを評価いたします。また校舎内部の壁、天井等の非構造部材の耐震化に向けた調査については、小学校8校について実施されたことを評価いたします。

別な観点からの学校教育振興基本計画に基づくさらなる教育改革に対する取り組み、児童・生徒の学力や体力の向上、豊かな心の育成という点につきましては、いまだ学力考査における東京都の平均正答率に達してい

ない状況ではありますが、中学校全校において放課後等補習教室を実施し、各校とも工夫を凝らしながら生徒に自信をつけさせる取り組み、学習意欲を向上させる取り組みを行っていることで、学習が習慣化され、中長期的な視点で学力アップにつながっていくものと理解いたします。

総合福祉センター は～とふるの整備につきましては、さまざまな課題を乗り越え、無事開設を迎えられる予定であるということの評価しながら、新たにスタートする施設と連携を図りながら、福祉施策の充実とともに、より効率的な予算執行という観点で市の取り組みに期待をしたいと考えます。

新学校給食センターの建設につきましては、計画どおりに進んでいることを評価しつつ、今後の学校給食の充実に向けた取り組みを注視していきたいと思っております。

廃棄物の減量につきましては、1日1人当たりのごみ排出量が平成25年度は761.5グラム、平成26年度は726.8グラム、平成27年度は683.1グラムと、平成26年10月から実施されたごみ袋の有料化の効果も一定あるものとしながらも、着実に市民にごみ減量の意識が定着しているのではないかと推察いたします。この683.1グラムは、小金井市の626.1グラム、日野市の673.8グラムに次いで3位となっており、市民へのPR活動をさらに積極的に展開することで、さらなる排出抑制を図っていただくよう要望いたします。

健康づくりの充実に関する取り組みでは、平日準夜帯における小児初期救急診療の段階的引き上げに関し、現在は週3回を維持しているという状況ではありますが、人員の確保等の課題を克服しながら継続して取り組んでいただくことを期待したいと思います。また祝日等歯科応急診療事業については、92名の利用者があったということで、市民向け医療体制の充実が図られたことを評価したいと思います。

公園の整備については、老朽化した遊具の適切な更新を図り、公園を訪れた方々が安心して利用できるような施策の展開を今後も期待したいと思います。

さて、平成27年度決算における数値についてであります。決算書を見れば全て記載されていることですので、余り詳しく申し上げることはいたしません。まず歳入について一般会計は、平成26年度の決算額305億5,300万円に対し、321億1,700万円の予算現額とし、決算数値は321億4,900万円となり、対予算現額に対して100%、対前年実績では105.1%となりました。5つの特別会計も含めた数値は、平成26年度決算492億5,300万円、平成27年度の予算現額532億2,700万円に対し527億6,700万円となり、対予算現額99.1%、対前年実績で107.1%となりました。金額的には、対前年実績で見ると一般会計においては15億7,100万円、全体で35億1,400万円の伸びということになるのですが、個別な項目でいきますと、自主財源として市税が1億400万円伸びておりますが、不納欠損額が5,300万円あり、今後はいかにして不納欠損額を減らして市税収入を伸ばしていくかが今後の課題になると思われます。

次に、歳出ですが、一般会計の歳出は、平成26年度決算が293億3,900万円、平成27年度の予算現額で321億1,700万円に対し、308億2,300万円となり、対前年で105.1%、金額にして14億8,300万円の増、対予算では96%、金額にして12億9,500万円の減となりました。特別会計を含めた歳出総額は、平成26年度実績492億5,300万円、平成27年度予算532億2,700万円に対し510億800万円で、それぞれ対前年比107.5%、金額にして35億4,000万円の増、対予算では95.8%、金額で22億1,900万円の減という結果になりました。

個別の項目では、総務費の伸びが平成26年度25億4,300万円の増に対し、平成27年度30億8,600万円と、対前年5億4,300万円の増となっております。また教育費は、前年度の28億4,500万円から平成27年度は35億7,800万円と、7億7,400万円の伸びを示しております。

総務費につきましては、庁舎管理費3億3,000万円、教育費は学校給食施設建設事業費7億9,000万円、小学

校環境整備事業費 1億1,200万円によるものが大きなところでありますが、当初の予算現額と比較した場合に、総務費が執行率95.1%、教育費が執行率93%と、いずれも予算現額を下回っております。またこの2つに限らず、全ての項目において予算の範囲内での執行となっており、職員の一人一人が予算の執行に当たっては、市民の税金を無駄に使ってはならないという高い意識と自覚を持って、日々の業務に当たっているということがかがい知ることができるのではないかと思います。この意識を持ち続けることが、日々の業務能力を向上させ、高品質の市民サービスの提供に結びついていくものと確信しております。

今回の決算において注目すべきは、経常収支比率が前年度に比べ0.3ポイント改善した点にあると思います。御承知のように、経常収支比率は財政構造の弾力性を測定する指標で、低ければ低いほど財政運営に弾力性があり、政策的に使えるお金が多くあるということを示しております。市税や地方消費税交付金が増加する一方で、人件費、物件費、扶助費等の義務的経費も増加しており、0.3ポイントという数値的には小さなものであるかもしれませんが、この数値は、市職員が予算執行に当たり一丸となって並々ならぬ努力を積み重ねた結果導き出されたものであることは間違いないと確信しております。

以上、平成27年度の予算はどのように策定されたのか、そしてどのように執行され、どのような成果を生んだのかが今回の決算となるのですが、個別の項目に関しては、さまざま意見を申し上げたいところではあるものの、全てに関しておおむね良好に執行されたものと判断しております。

市役所の業務はサービス業であります。市の職員は全員、市民生活を快適ならしめることを目的とするサービスのプロであるという自覚を持って、日々精進しながら日常の業務に携わっていると推察いたします。その日々の実践、日々の精進が結果として多くの人々から住んでよかったと言われるまちづくりにつながっていくものと信じております。予算の執行に当たっては、各事業において執行される金額がなぜその金額なのか、その理由、根拠はどこにあるのかということ念頭に置きながら、市民サービスの質を落とすことなく、その支出の伸びを抑えることは可能なか不可能なのか、可能ならばどのような手法で、どの程度まで抑えることが可能なか、予算の立て方、執行のあり方などをさらに検討し対応していただきたいと思います。またそれができているからこそ、その結果として平成27年度のこの決算数値になったのだということ信じて、平成27年度の決算における討論といたします。

〔10番 根岸 聡彦君 降壇〕

〔6番 大后 治雄君 登壇〕

○6番（大后治雄君） 議席番号6番、大后治雄でございます。興市会を代表し、平成27年度一般会計決算ほか5特別会計決算の認定につきまして、賛成の立場で討論を行います。

さて、今回の決算では、本庁舎及び現業棟の耐震補強等工事や雨水浸透施設の設置工事、東大和市創業塾の開催や市内全域の街路灯のLED化、新学校給食センターの建設など、持続可能な市政の実現に向けての模索が認められます。そのほか、細かく申し上げれば平和事業の充実や各種待機児童対策、男性の特定不妊治療費助成の新たな実施や学校教育におけるティームティーチャーの配置、市内の避難所となる小学校等への災害対策用のマンホールトイレの設置なども評価するものであります。

財政面に関しましては、前年度に比べ市税収入額は増加しており、努力の跡が見受けられる一方で、市民税法人は減少しており、内容と状況の分析が必要と考えます。経常収支比率も前年度0.3ポイント上回っており、当面の目標値である90.0%以内に向けた取り組みの継続も必要であります。また市税の現年課税分の収納率向上など、歳入確保の努力が認められるのは大いに評価するところでありますが、次年度以降、施設整備にかか

る費用などの漸増が控えている中、現状に甘んじることなく、さらに徹底的な魅力あるまちづくりを推し進める努力を求め、討論といたします。

[6 番 大后 治雄君 降壇]

[21番 床鍋 義博君 登壇]

○21番(床鍋義博君) 議席番号21番、やまとみどりの床鍋です。

平成27年度東大和市一般会計歳入歳出決算ほか5特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、やまとみどりを代表して賛成の立場で討論を行います。

まず歳入につきまして、収納率は前年度と同様に高水準であったことや、市民税などの過誤納による還付加算金を少なくするため、迅速な事務手続を目指し、日々努力を重ねていることに対し、心より敬意を表する次第であります。

次に歳出につきましては、全体として昨年に引き続き黒字決算が維持され、経常収支比率を初めとする地方公共団体の財政をはかるさまざまな指数において、持続可能な自治体運営を行っているとの評価をさせていただきます。

歳出について、個別の指摘は決算特別委員会において指摘させていただきましたので、この場では重ねて申し上げませんが、1点だけ指摘をさせていただきたいと思います。

決算を審査するに当たり、決算書を経年で比較するとともに、東大和市が行うさまざまな施策について、平素発行されている資料、もちろん施策現場での見聞をもとにその決算の適正性を見きわめて判断しております。またそれらを一望できる行政報告書は、施策ごとに単年度、あるいは経年でその事業が適切であったかどうかをそれぞれ比較するための重要な資料であります。当然、その行政報告書における事業内容の記載は、予算審査における説明や、その施策に関する他の資料とともに、その目的がどう達成されたかを明確に記載されなければなりません。それは数値目標であれば、目標に対して何%達成したのか、数値目標でなければそれにかわる指標に対して、どの程度達成されたのかをわかりやすく示すことが必要です。もちろんこの行政報告書の記載は年々改善され、わかりやすくなっていることは一定の評価をさせていただきます。

しかし、先ほど述べました目標に対する評価を一覧するという点においては、いまだ不十分であると言わざるを得ません。潤沢な財源があれば、それほど気にする必要のないことではありますが、残念ながら今後劇的に財源が潤沢になる見通しが暗い中、税金をより効率的に配分すること、また施策の目的を十分に達成させることは市の大きな責任であり、同時にそれをしっかりと審査していくことは、我々市議会の役割でもあります。それを踏まえ、次年度以降、行政白書を初めとするその他の資料においても、それらをわかりやすい形で記載していただくことを要望させていただきます。

今年度の決算に関しては、おおむね適正であると判断させていただき、賛成討論といたします。

[21番 床鍋 義博君 降壇]

○議長(関田正民君) ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午後 1時28分 開議

○議長(関田正民君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き討論を行います。

[4 番 実川圭子君 登壇]

○4番(実川圭子君) 議席番号4番、実川圭子です。平成27年度東大和市一般会計歳入歳出決算及び5特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

歳入では市税収入が増加したものの収入全体の4割を切っています。必要な財源を確保するためにさまざま御努力いただき、将来に向けての基金の積み増しもできたことを評価します。

平成27年度は日本一子育てしやすいまちを目指し、保育園の定員増による待機児童の対策を初め、子育て環境の充実を図ってきた実績が認められ、子育てしやすいまちランキング都内5位になったことを評価します。

しかし、子供の立場に立ち、子供の成長という点では、ソフト面でまだまだ不十分と考えます。特に学童保育待機児童対策に関しては、待機児童を出さないという方針は保護者にとってはありがたいと思いますが、定員の詰め込み、ランドセル来館での対応、活動プログラムの内容など、子供の育成という面では改善が必要と考えます。また、児童館や放課後子ども教室などの充実も学童保育とともに検討していくべきと考えます。

担当課の青少年課の正規職員11名に対し、嘱託職員、臨時職員、ボランティアの数を合わせて200名以上と、その比率は他の課に比べて非常に高くなっています。一方で、子供に関する資格を持っている正規職員が少ないということが明らかになりました。これまでの対応では、学童保育待機児童対策は限界であり、監査委員からも対策を求められており、課題と認識しているとの御答弁もありました。子供たちのためには、まず職員の中で育成方針をしっかり持ち、指導できる体制づくりが必要であり、そのための資格取得あるいは資格に準ずる研修は必須です。早急な対応を望みます。

環境対策については、大気や川の水質や道路騒音などの測定を毎年行っていますが、測定後の分析や対策をより一層進めることを望みます。都への要望などのほかにも、市でできる取り組みを進めることを望みます。

平成27年度は、長い間進まなかった新学校給食センターと総合福祉センターの建設に向け前進した年でした。今後の運営については、いずれも形式は異なるものの民間が担っていきます。市全体の事業でも指定管理や委託事業、補助事業など、外部との関係やその資質の適性や効果が見えにくくなり、要望も通りにくくなるのではと懸念をします。民間の力を生かし、同時に市民にとってのサービス維持向上のためには、市民と運営者を結ぶ市役所の役割がますます重要となってくると思います。今後とも情報公開、説明責任をしっかり果たしていくことを求め、賛成討論いたします。

[4 番 実川圭子君 降壇]

[15番 和地仁美君 登壇]

○15番(和地仁美君) 議席番号15番、和地仁美です。平成27年度東大和市一般会計決算ほか5特別会計決算の認定に対し、賛成の立場で討論いたします。

平成27年度の施政方針で尾崎市長は、重要施策の第一に子育て支援の充実を、第二に教育内容などの充実を掲げました。そして、尾崎市政の第2期スタート後は日本一子育てしやすいまちづくりを大きな目標に掲げ、行政運営を進められました。また、平成31年度までの5カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策を示す東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組み1年目となった平成27年度は、大きな意味で新たな目標に向けた初年度とも言え、今決算はその結果とも言えます。

平成27年度に優先的に取り組んだ子育て支援施策としては、待機児童の解消のための市内保育園の定員拡大、学童保育事業の充実、私立幼稚園などに通う園児の保護者への市単独事業補助金増額などを、また学校教育においてはティームティーチャーやソーシャルワーカーを配置し、通学路には児童・生徒の安全を守るための防

犯カメラを設置するなど、子育てしやすいまちづくりに向けた事業を多く推し進めたことは評価に値すると思います。

また、平和事業の充実、市民の憩いの場となる公園の特色ある公園への再生方針を策定したこと、マンホールトイレなどの設置など、各種防災対策の推進は東大和市の将来を見据えた意義ある事業となったと考えます。

そのほか、街路灯のLED化、公共施設案内予約システムの導入、コンビニエンスストアにおける住民票の写しなどの交付といった時代に合った住みよいまちづくりに寄与する事業など実現をしたことも評価できます。

このように平成27年度には、ここで述べた以外に市はさまざま新たな取り組みを行い、全体的にチャレンジ、積極性がうかがえる決算となりました。

財政においては、新学校給食センター建設、本庁舎を初めとした公共施設の耐震化など大きな事業を抱えながらも、財政健全化比率を健全な状態に維持したことは評価しますが、特別会計においては一般会計からの繰り入れをしても、いまだ不安な要素がある状況です。今後も引き続き長期的な視点を持って、市民生活が長期的に安定、維持できるよう、現実的な検討を継続すべきと考えます。

日本一子育てしやすいまちという大きな目標を掲げた平成27年度の決算を受け、私は経営を継続させるために必要とされる「ロマンとそろばん」という言葉が思い浮かびました。持続可能な行財政運営も経営と同様ではないでしょうか。限られた財源を有効に活用するというそろばんについては、全職員が意識し、前進しているということを財政状況でも感じますが、自治体間競争が激化している現在において、大きな目標である日本一子育てしやすいまちの実現とその先にある住みたいまち、住み続けたいまちという大きなロマンを全職員が自分ごととし、取り組む意識がさらに必要だと感じます。

今後は新事業も既存事業も大きな目標につながる大切な事業であることを再確認し、挑戦だけでもしくは現状維持だけではなく、市民や時代のニーズに合うよう内容を充実させるという次のステップに進み、ロマンを具現化するための具体的な目標や指標は何かを全職員で考え実感できるような組織の強化を推し進めるべきです。

尾崎市長には持続可能な行財政運営のため、「ロマンとそろばん」のバランスのとれた将来を見据えた行政運営をさらに推し進めていただくことを期待し、賛成討論といたします。

〔15番 和地仁美君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第45号議案 平成27年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を認定と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第46号議案 平成27年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立多数。
よって、本案を認定と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

第47号議案 平成27年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を認定と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

第48号議案 平成27年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を認定と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第49号議案 平成27年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立多数。
よって、本案を認定と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第50号議案 平成27年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立多数。
よって、本案を認定と決します。

日程第13 議第8号議案 北朝鮮による5度目の核実験並びにミサイル発射に抗議する決議

○議長（関田正民君） 日程第13 議第8号議案 北朝鮮による5度目の核実験並びにミサイル発射に抗議する決議、本案を議題に供します。

本案は全議員が提出者となっておりますので、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第8号議案 北朝鮮による5度目の核実験並びにミサイル発射に抗議する決議、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第14 議第9号議案 子供の医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を 求める意見書

○議長（関田正民君） 日程第14 議第9号議案 子供の医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔1 番 森田真一君 登壇〕

○1番（森田真一君） 子供の医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書の趣旨説明を、提案者を代表いたしまして申し上げます。

低所得世帯や慢性疾患を持つ子供のいる世帯にとって、医療機関受診時の窓口負担は非常に重いものとなっています。政府の骨太方針2016においても、子供の貧困対策を政策の重点として取り上げていますが、深刻な子供の貧困の実態を象徴する経済的な事情が背景となって病院にかかれぬ子供への支援は、早急に解決されるべき重要課題です。

そのため、子育て日本一を掲げる当市を初め、全国の自治体で独自の乳幼児医療費助成制度や義務教育就学児医療費助成制度などを設けてきました。厚生労働省が昨年発表した平成26年度乳幼児等に係る医療費の援助についての調査結果では、全ての都道府県及び市町村が乳幼児等に係る医療費の助成を実施し、市区町村では15歳までの子供の入通院を対象にする自治体が最多であるというところまで拡充されました。経済的負担の軽減の努力によって、病気の早期発見、早期治療、重症化を防ぎ、子供たちの生命と健康を守ってきたこととともに、医療費の抑制にも効果があったことは明白です。

一方、国は、独自に現物給付で医療費助成をしている自治体に対して、受診増による医療費の波及増が生じ、未実施自治体との間に不均衡が生じるという理由で、国民健康保険の国庫負担の減額措置、ペナルティーを科しています。そのため、自治体にとっては事業の継続や拡充の障害となっています。国はこの間ペナルティー廃止の方向をにじませながらも、決断を何度も先送りしています。全国知事会もことし8月の特別決議に盛り込みました。全国の自治体で声を上げ、廃止の早期決断を迫るべきと考え、提案するものです。

以下、読み上げて提案説明といたします。

子供の医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書。

少子化対策として子育て世代の負担軽減を図り、子供の疾病の早期診断、治療を目的に、東京都、そして都内区市町村は、全国に先駆けて医療費助成を行ってきた。東京都は医療費助成の対象を中学3年生にまで拡大しているほか、高校生まで助成をする自治体も生まれている。そして現在では、全国全ての都道府県が地方単

独の医療費助成を実施するまでになっている。

一方、国はこのような地方自治体の現物給付方式の医療費助成の取り組みに対し、医療費の波及増分は実施自治体が負担すべきものとして、本来国が負担すべき国民健康保険国庫負担金等の減額措置を講じており、その額は平成25年度で約115億円にも達している。

今、国は少子化に伴う人口減少問題に全力で取り組むとしている。しかし、こうした減額調整措置を行うことは、地方自治体による少子化対策に逆行するものである。

若い子育て世代が安心して結婚、子育てできる環境整備が不可欠であり、子育てに係る負担を軽減するなど少子化対策を抜本的に強化する必要がある。

国においては、全ての子供を対象とする国による医療費助成が制度化されるまでの間、地方自治体が行う子供の医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置を速やかに廃止するよう強く要望するものである。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔発言する者なし〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔1 番 森田 真一君 降壇〕

○議長（関田正民君） お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔11 番 押本 修君 登壇〕

○11 番（押本 修君） では、討論いたします。

議第9号 子供の医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書に対しまして、自由民主党を代表し、討論いたします。

子供の医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止につきましては、全国各自治体に先駆け、昨年11月18日付で国に対し、全国知事会、全国市長会、全国町村会の3団体の連名にて、その廃止を強く要請する旨の意見書が提出されており、また、同日、福田栃木県知事、大平魚沼市長、渡邊聖籠町長の3団体代表者は塩崎厚生労働大臣及び加藤内閣府特命大臣と面会し、①国保による国庫負担金等の減額調整措置は地方自治体による少子化対策を阻害している、②子供の医療費にかかわるセーフティーネットは、本来は国が責任を持って社会保障政策の中に位置づけ、みずから制度を構築すべきものである、③少子化対策は国と地方自治体が総力を挙げて取り組むべき喫緊の課題であるとした上で、国においてはこれまでの地方の取り組みを評価し、まずは国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置を直ちに廃止するよう要請しております。

この要請に対しまして塩崎厚生労働大臣からは、必要な医療は当然提供しなければならない。必要を超える

受診や財源の確保をあわせて考慮しながら、この問題の答えを出したい等の発言があり、また加藤内閣府特命担当大臣も、減額調整措置の趣旨も含め、厚生労働省における子供の医療に係る検討の状況を見ながら、今回の要請をしっかりと受けとめていきたい等の発言をしております。

これを受け、政府においては既に検討が進められており、本年1月13日、衆議院総務委員会において、安倍首相も以下のような答弁をしています。国保の減額調整措置につきましては、厚生労働省の子どもの医療制度の在り方等に関する検討会におきまして幅広い観点から検討がなされ、去る3月22日に取りまとめ案が議論されたと聞いております。その中で、国保の減額調整措置につきましては、賛否両面からのさまざまな意見がありました。一億総活躍社会に向けて少子化対策を推進する中で、地方自治体の取り組みを支援する観点から見直しすべきとの意見が大勢を占めました。その際、医療費無償化による受診拡大等が医療保険制度全体の規律や医療保険制度全体に与える影響、負担能力に応じた負担とする視点や過度な給付拡大競争の抑制等の観点も踏まえた検討を行うべきとの意見がありました。今後この検討会との取りまとめも踏まえた上で、政府部内で国保の減額調整措置の見直しを含めた子供の医療のあり方につきまして、必要な対応を検討してまいりたいと思います。

以上のことから、自由民主党といたしましては、現在廃止に向けた検討が進んでいるとの認識であり、政府内部で行われる必要な対応の検討を見守りたいと思います。

したがって、今回の子供の医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書の提出には、国の動向を見きわめてから判断することが望ましいと考え、提出は見送るべきと判断し、討論といたします。

以上です。

[11番 押本 修君 降壇]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議第9号議案 子供の医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立少数。

よって、本案を否決と決します。

日程第15 議第10号議案 学校施設環境改善交付金等の拡充を求める意見書

○議長（関田正民君） 日程第15 議第10号議案 学校施設環境改善交付金等の拡充を求める意見書、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[2番 尾崎利一君 登壇]

○2番（尾崎利一君） 議第10号議案 学校施設環境改善交付金等の拡充を求める意見書について、提案者を代

表して提案理由の説明を行います。

平成27年度東大和市では新学校給食センター建設にかかわって、学校施設環境改善交付金が交付されず、1億2,000万円を市債と一般財源で賄わなくてはならなくなりました。28年度もあわせれば、この額は2億9,000万円に膨らむと説明されました。さらに28年度は、前年度は交付された小学校の校舎外壁改修という子供の命と安全にかかわる事業に対するものさえ不採択となり、市の一般財源の負担は9,000万円近く増大しました。

この傾向が続くことになれば、今後本格的に進めなくてはならない学校校舎の非構造部材の耐震化や特別教室等へのクーラー設置等の必要不可欠な事業への市の財政負担が膨れ上がり、実現が大きくおくれることにもなりかねません。これらの経過から見ても、この段階で国に対して学校施設環境改善交付金等の拡充を求めることが必要だと考えました。

東大和市で予定されている事業はどれも必要不可欠なものであり、該当する事業に交付金が交付されなければ、事業の予算化にも大きな影響を及ぼすこととなります。

議員の皆さんの賛同を呼びかけます。

以下、読み上げて提案とします。

学校施設環境改善交付金等の拡充を求める意見書。

近年、児童生徒の安全と教育環境整備のための学校施設環境改善交付金を申請しても不採択となるケースが多発しています。東大和市では、昨年度は新学校給食センター建設が、今年度は小学校の校舎外壁改修が不採択とされました。これまでなかったことです。

このたび、不採択となった事業が多数となったこともあり、国は第二次補正予算で本予算を大きく上回る補正額を計上しましたが、契約済みや着工済みの事業は対象にされません。校舎外壁改修など大きな事業は夏休みに実施しなければ間に合わないため、多額の補正予算が組まれても本交付金の9月以降の活用は極めて困難となります。

今後も特別教室へのクーラー設置や校舎非構造部材の耐震化など、児童生徒のための事業は最優先で進めなくてはなりません。

よって、公立学校施設等の準備を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられるよう求めます。

1、学校施設環境改善交付金については、当初予算で必要額を適切に見込み、学校施設整備を確実に推進できるよう予算化すること。

2、予算が不足したことによって必要な施設整備に支障を来す場合には、速やかに補正予算等で対応を図るとともに、契約済みや着工済みの事業についても交付金の対象とするなど柔軟に対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○16番（佐竹康彦君） 昨年12月の定例会でも同じ提出者から同趣旨の意見書が提出をされました。その際にも確認をいたしましたが、提出者におかれましては、意見書にあるような事案において、東大和市がした申請に対しまして国の交付金が採択をされておりてきた場合、その歳入を組み込んだ年度予算案などについて、きちんと賛成をされるのでしょうか。賛成されるのかしないのか、この点をお伺いいたします。

○2番（尾崎利一君） 同じ答弁になりますが、予算は総体として判断するもので、1つの事柄だけで賛否を判断するというわけにはいかないというふうに考えております。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔2番 尾崎利一君 降壇〕

○議長（関田正民君） お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔16番 佐竹康彦君 登壇〕

○16番（佐竹康彦君） 公明党の佐竹康彦です。私は公明党を代表し、議第10号議案 学校施設環境改善交付金等の拡充を求める意見書に反対の立場から討論を行います。

今回の意見書では、東大和市の申請した交付金申請は採択すべき、されるべきといった個別の内容ではなく、全自治体を対象とした国全体の施策に関する内容と受けとめています。学校施設整備について、国においては当初予算で予算組み時点での必要性を見込んで予算化しており、不足が生じるかもしくはより充実させようと判断した場合は、今般のように補正予算を組む努力を続けております。

そうしたことを勘案すれば、意見書の願意は達成の方向で推移していると判断して差し支えないと考えます。

また、国において交付される補助金や交付金は申請する全自治体の財政や当該施策の推進に関する現状を公平公正に判断し、優先順位をつけて対応されていくものと推察します。

今回東大和市が不採択となったことは大変残念なことではありましたが、翻って考慮すればそれだけ全国の自治体に比べれば相対的に経営状況はよいほうであると判断されたということになります。

東大和市を含め、仮に申請してきた全自治体の案件を全て採択できるようにするためには、その歳入に関する財政基盤を国としては充実させていかなければなりませんし、そのための経済政策や税制の改革のあり方も責任を持って考慮しつつ、平成28年9月の現時点における当該意見書の是非を東大和市議会の議員として判断しなければならないと考えます。

国においてこれから審議されようとしている平成28年度の第二次補正予算には、学校施設の環境改善に関する予算が多く計上されています。国としてその努力が現在図られようとしているということであり、その予算も今回のこの意見書の採択、不採択にかかわらず、成立する公算が極めて高いものです。

また、この国の補正予算には意見書提出者の所属する政党は果たして賛成をするのでしょうか。これまでの姿勢から鑑み、大変心もとないと言えるでしょう。

よって、あえてこの時点で、当該提出者によるこの意見書を東大和市議会として採択すべき必要性はないと考えます。

私どもはこれまでも学校教育環境の改善について、国や東京都への財政支援を初めとしたあらゆる施策について積極的に働きかけてきました。未来を担う子供たちの教育環境をよりよく整備するためのあらゆる分野で、

今後とも最大限の努力をし続けていくことは当然であると考えています。

しかしながら、同じ提出者から平成27年第4回定例会でも同様の趣旨の意見書が出されております。その際も述べましたが、意見書を提出しそれを採択しようと呼びかけるのであれば、その実施へ向けて組まれた年度予算案などにはみずから賛成することが議決機関の一員である議会人としての責任ある姿勢ではないでしょうか。今回においてもその姿勢を明らかにできないようですので、私どもとしては意見だけ表明して、責任ある行動が伴わないパフォーマンスとも言えるような提出者の出す意見書には賛成いたしかねます。

以上、反対討論といたします。

[16番 佐竹康彦君 降壇]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議第10号議案 学校施設環境改善交付金等の拡充を求める意見書、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立少数。

よって、本案を否決と決します。

日程第16 閉会中の特定事件調査について

○議長（関田正民君） 日程第16 閉会中の特定事件調査について、本件を議題に供します。

建設環境委員会からお手元に御配付してあります閉会中の特定事件調査事項表のとおり、特定事件調査の申し出があります。

お諮りいたします。

申し出のあった事件を閉会中の特定事件調査と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

日程第17 議員派遣について

○議長（関田正民君） 日程第17 議員派遣について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第156条の規定により、お手元に御配付してあります議員派遣についてのとおり閉会中に議員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に御一任願いた

と思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○議長（関田正民君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成28年第3回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午後 2時 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 関 田 正 民

副 議 長 中 間 建 二

署 名 議 員 関 田 貢

署 名 議 員 木 戸 岡 秀 彦